太子町立地適正化計画

平成 30 年（2018 年）7 月

兵庫県太子町

Contents － 太子町立地適正化計画　目次

１章　　立地適正化計画の概要 1

１－１．　策定の背景と目的 1

１－２．　立地適正化計画の概要 1

１－３．　本計画の位置付け 2

２章　本町の現状と課題 3

２－１．　本町の特性 3

２－２．　現状と将来見通し 4

２－３．　本計画において重視すべき課題 28

３章　まちづくりの基本方針 30

３－１．　本町におけるまちづくりの方向性 30

３－２．　立地適正化計画の基本方針 32

３－３．　目指すべき都市構造 35

４章　居住誘導区域 36

４－１．　居住誘導の基本的な考え方 36

４－２．　居住誘導区域の設定方針 37

４－３．　居住誘導区域の設定 39

４－４．　居住誘導区域に関する届出について 40

域５章　都市機能誘導区 41

５－１．　都市機能誘導の基本的な考え方 41

５－２．　都市機能誘導区域の設定方針 42

５－３．　都市機能誘導区域の設定 44

５－４．　都市機能増進施設の設定 45

５－５．　都市機能誘導区域に関する届出について 50

６章　誘導施策と目標値の設定 51

６－１．　誘導施策の方針 51

６－２．　目標値の設定と効果 54

６－３．　計画の評価・見直し..... 58

７章　広域連携について..... 59

７－１　中播磨圏域の立地適正化の方針について..... 59

７－２　目指すべき都市像..... 60

用語解説..... 61

1章　立地適正化計画の概要

１－１．　策定の背景と目的

国においては、今後の人口減少と高齢化を背景として、高齢者や子育て世代にとって、安心できる健康で快適な生活環境を実現し、財政面及び経済面においても持続可能な都市経営を可能とするため、平成 26 年 8 月に都市再生特別措置法等の一部を改正する法律が施行され、立地適正化計画制度が創設されました。市町村は、コンパクトプラスネットワーク型の都市づくりを進めるための「立地適正化計画」を作成できることとなり、本町においても、将来にわたって安定的かつ持続可能なまちづくりを推進していくことを目的に立地適正化計画を策定することとしました。

１－２．　立地適正化計画の概要

立地適正化計画は、人口減少、高齢化が進む社会情勢の中でも、将来にわたり持続可能なまちづくりを実現するため、都市全体における観点から都市機能や居住の誘導、公共交通の充実を目指す包括的なマスタープランとして位置付けられ、都市計画区域を対象とし、市街化区域内において「都市機能誘導区域」と「居住誘導区域」を設定します。

また、立地適正化計画の策定にあたっては、福祉・医療・子育て・公共交通・公共施設・教育・防災等の市民生活に関わる様々な分野の取組・施策との連携・整合を図りながら総合的に検討する必要があります。

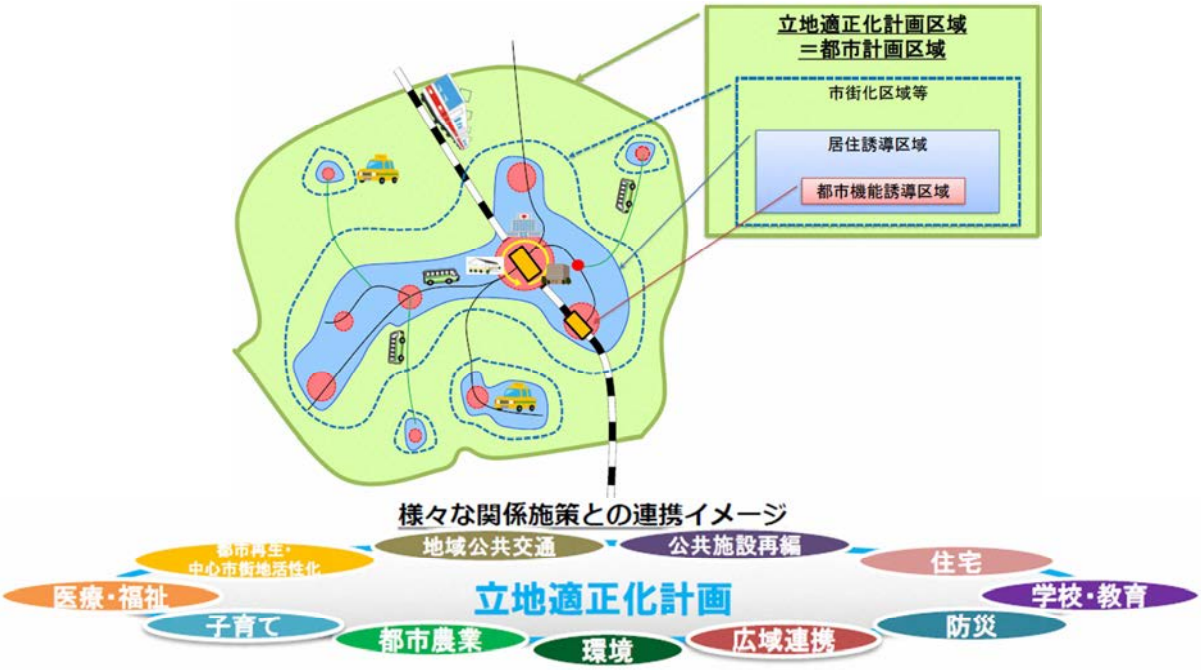

出典　立地適正化計画作成の手引き（国土交通省平成 29 年 4 月）

１－３．　本計画の位置付け

本計画は、上位計画である本町の総合計画や、兵庫県の中播磨都市計画区域マスタープランに即するとともに、関連する各種計画と整合・連携させる必要があります。

（兵庫県）
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針【都市計画法】
（西播磨地域都市計画マスタープラン）
第五次兵庫県国土利用計画【国土利用計画法】　　など

（太子町）
第 5 次太子町総合計画
【地方自治法】

↓ 即す

【都市計画法　第 18 条の 2 第 1 項】
太子町都市計画マスタープラン（都市計画に関する基本的な方針）

→ 住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための計画

太子町立地適正化計画
【都市再生特別措置法第 81 条第 1 項】

↓ 整合・連携

（主な関連計画）
太子町公共施設等総合管理計画
ひまわりプラン 2015（老人福祉計画（第 7 次）及び第 6 期介護保険事業計画）
太子町（柳池）総合公園基本計画
太子町公共施設地球温暖化防止実行計画
太子町水道ビジョン
太子町地域防災計画
道路橋長寿命化修繕計画　　など

2章　本町の現状と課題

２－１．　本町の特性

本町の都市計画区域は、町の全域が２市２町（姫路市・たつの市・福崎町・太子町）からなる中播都市計画区域に含まれます。

公共交通は、町の南部をJR山陽本線が通っており阪神地域と１時間程度で結ばれ、広域道路網としては町の北部を通っている国道２号バイパスが山陽自動車道などの高速道路とつながっています。

町は４つの地域に分けられ、地域の特色を活かした個性あるまちなみが形成されています。

（１）斑鳩地域

町北西部に位置し、南北方向及び東西方向の広域幹線道路が行き交う交通の要衝にあることから、早くから市街地が形成された地域です。役場庁舎をはじめとした公共公益施設や歴史的建造物が集積し、大規模工業施設が立地するなど多くの都市機能を有しています。

（２）石海地域

町南西部に位置し、JR網干駅に近い交通利便性の高い地域です。おおむね平坦な地域で、駅近接地などの一部に住宅地が立地するほかは、まとまった農地と集落などからなる農村風景が広がっています。

（３）太田地域

町東部に位置し、東西に国道179号が通り太子東ランプも有する交通利便性の高い地域です。多くの沿道サービス施設が集積しており、檀特山などの山々や大津茂川などの自然的環境と黒岡神社、原大歳神社などの歴史資源にも恵まれています。

（４）龍田地域

町北東部に位置し、２つのバイパスランプを有する交通利便性の高い地域です。平地部ではまとまった農地と集落などからなる農村風景が広がっており、前山周辺などの山々や大津茂川などと調和した、全体として豊かな自然的景観を呈しています。

２－２． 現状と将来見通し

（１）人口

本町の人口は堅調な増加を続けていますが、2020 年をピークに緩やかな人口減少へ転じることが見込まれています。2015 年と比較すると、2040 年では年少人口が約 1.9%減、生産年齢人口が 3.2%減となる中、老年人口は 4.9%増となることが予測されており、少子高齢化社会が進むことが分かります。

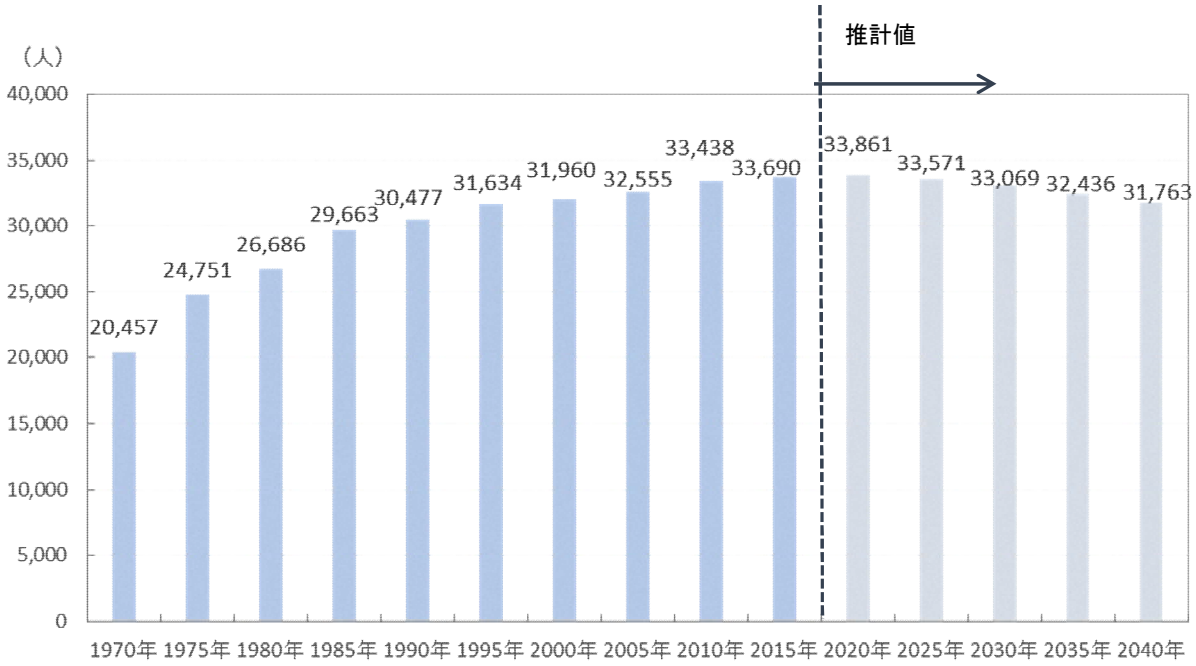

人口の推移

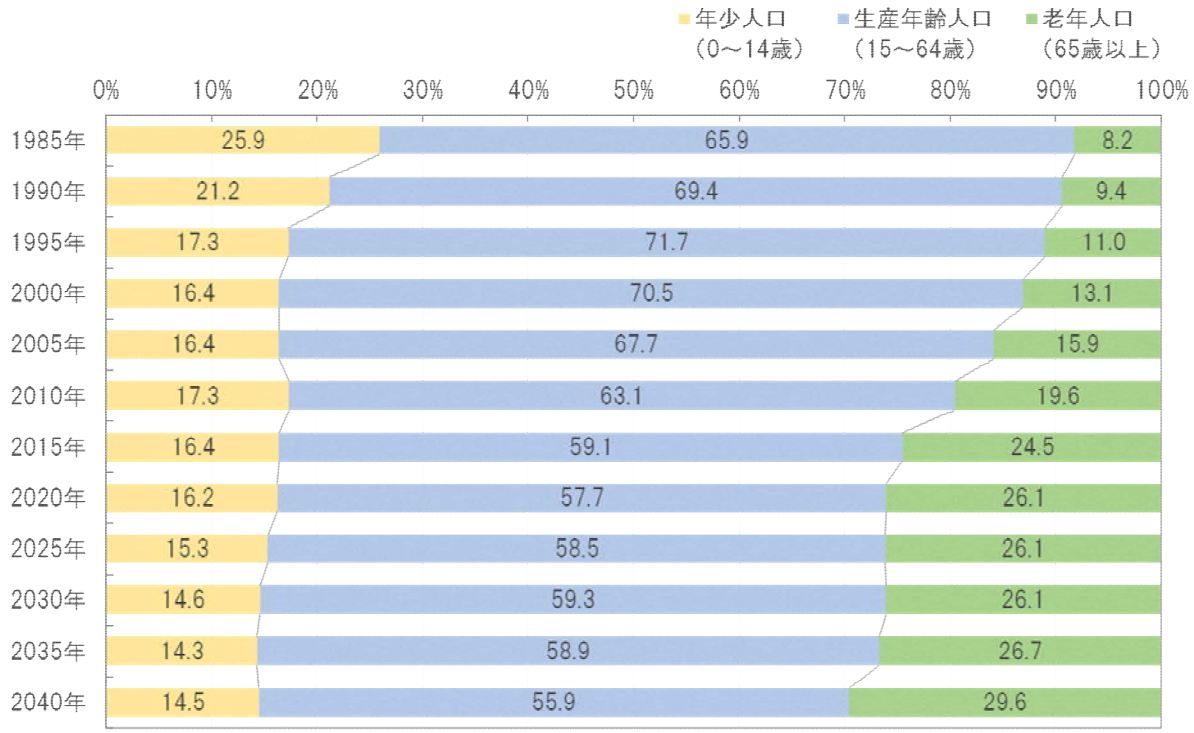

年齢別人口の推移

資料　国勢調査（平成 27 年）
国立社会保障・人口問題研究所将来人口推計値

人口の分布状況としては、町の西部地域において減少傾向が将来予測されます。

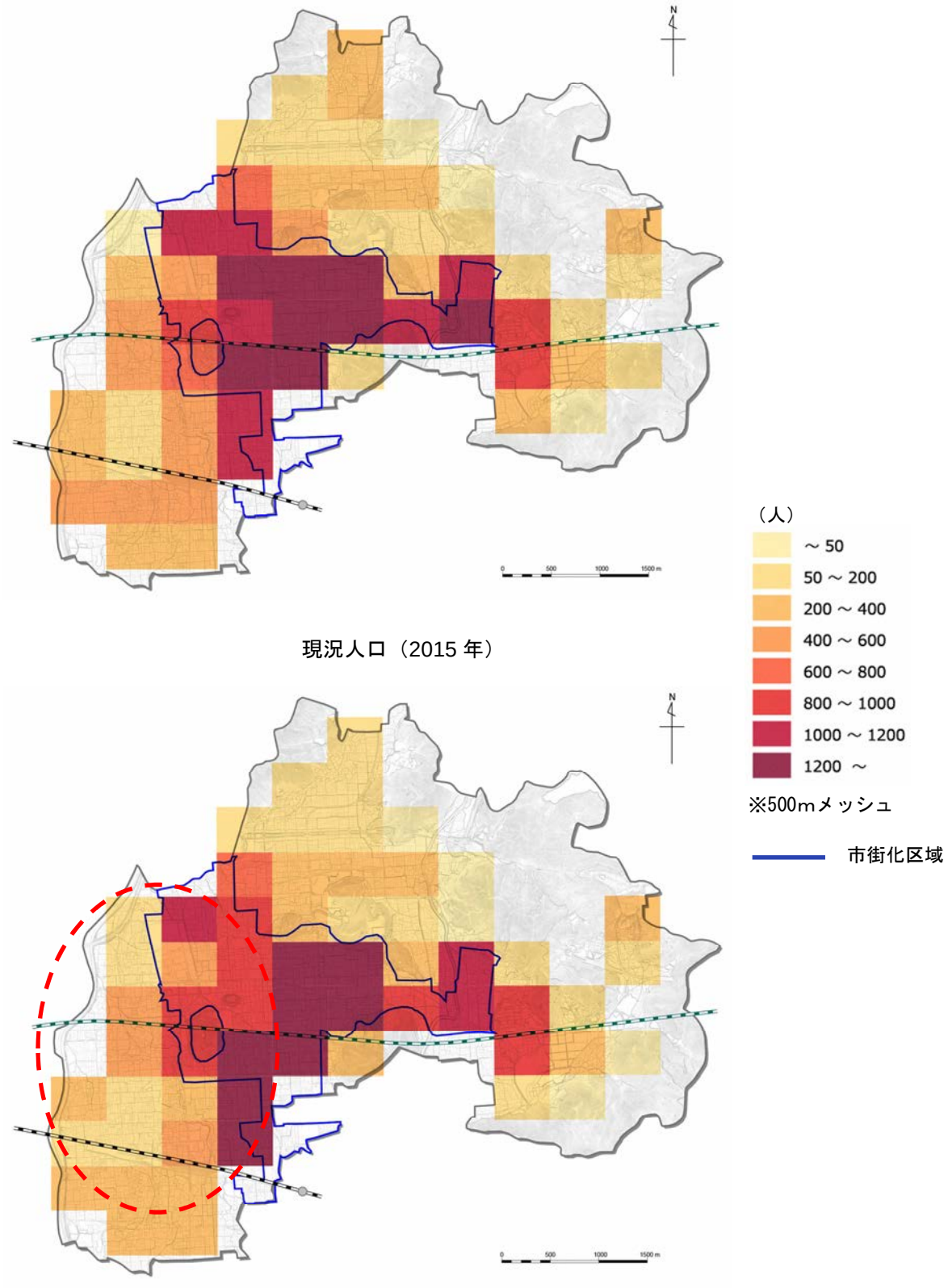

現況人口（2015 年）

将来人口（2040 年）

資料　国勢調査（平成 27 年）
国立社会保障・人口問題研究所将来人口推計値を基に作成

人口密度では、DID 地区（人口集中地区）を中心とした高密度傾向など大きな変化は見られません。

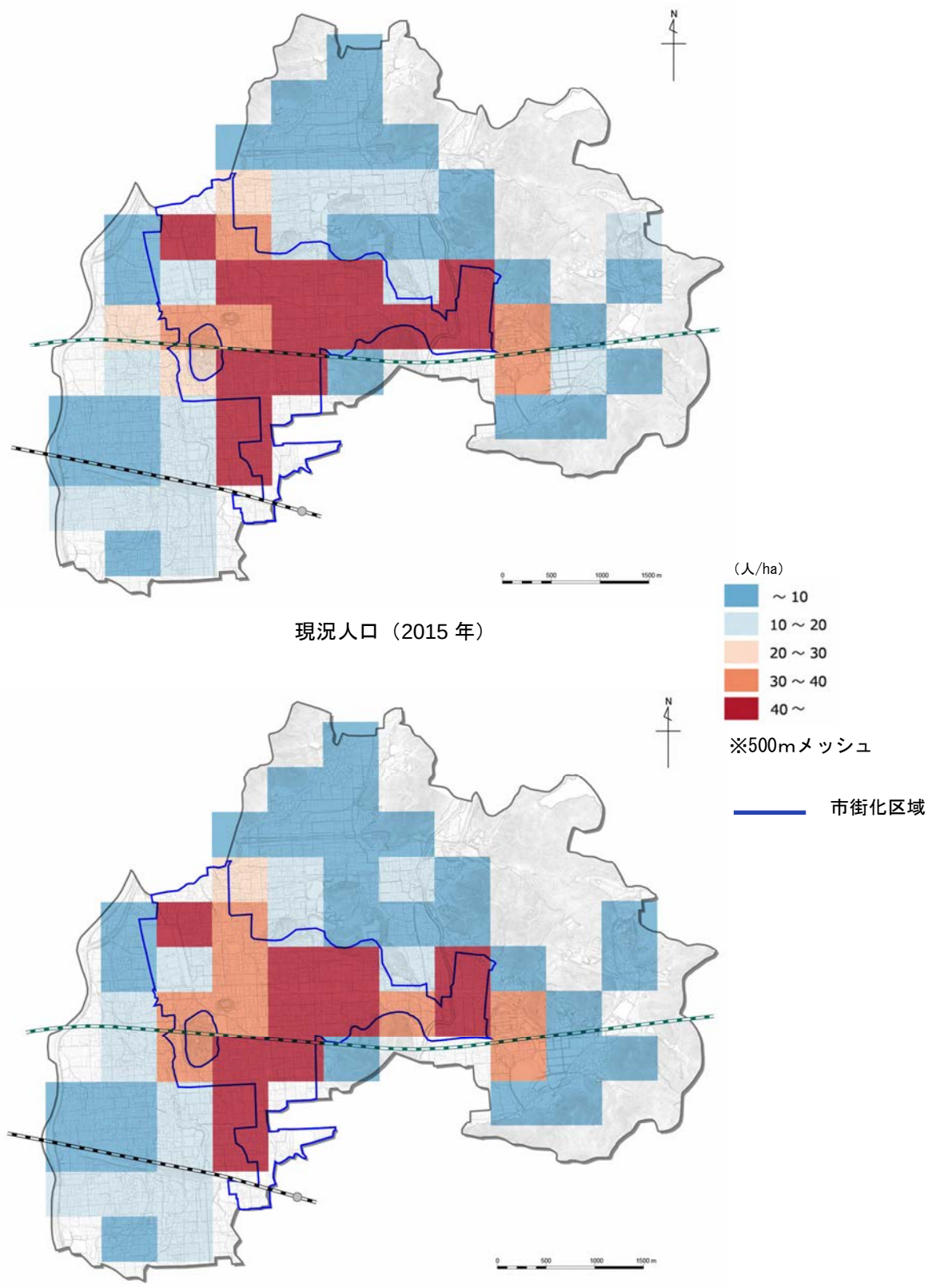

現況人口（2015 年）

将来人口（2040 年）

資料　国勢調査（平成 27 年）
国立社会保障・人口問題研究所将来人口推計値を基に作成

町丁目別の人口分布で見ても、市街化区域内の人口集積が高い状況です。人口密度では市街化区域縁辺部において密度の高い地域が存在します。

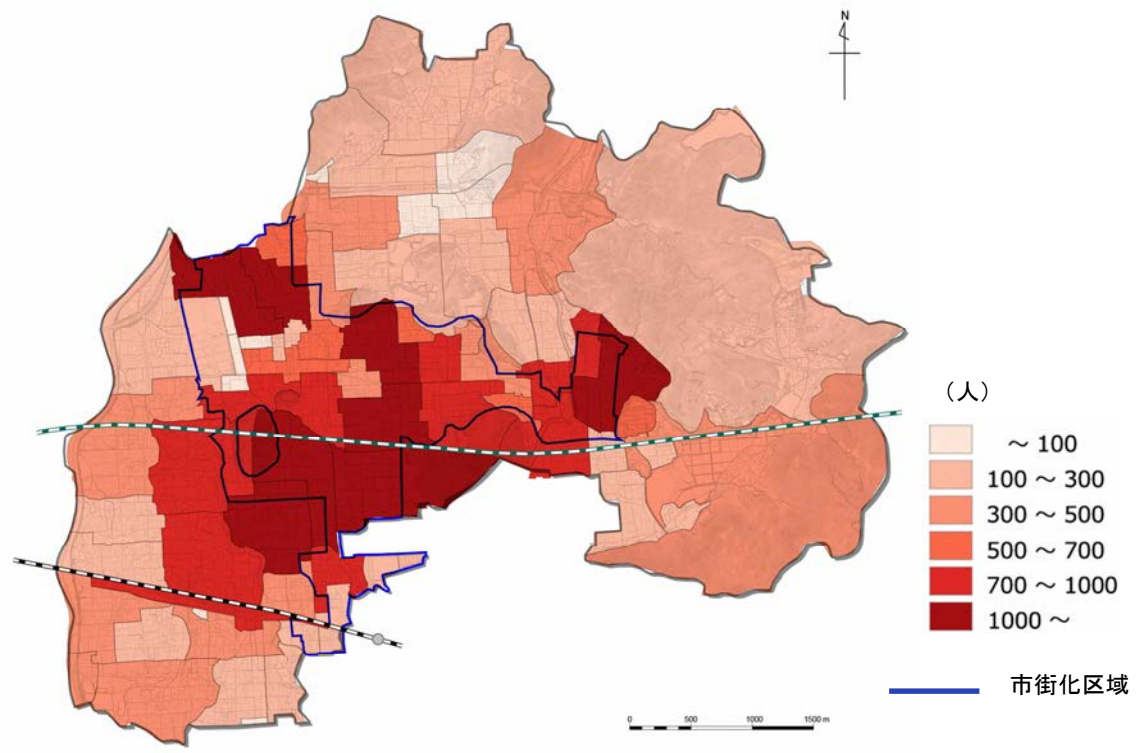

町丁目別人口（2015 年）

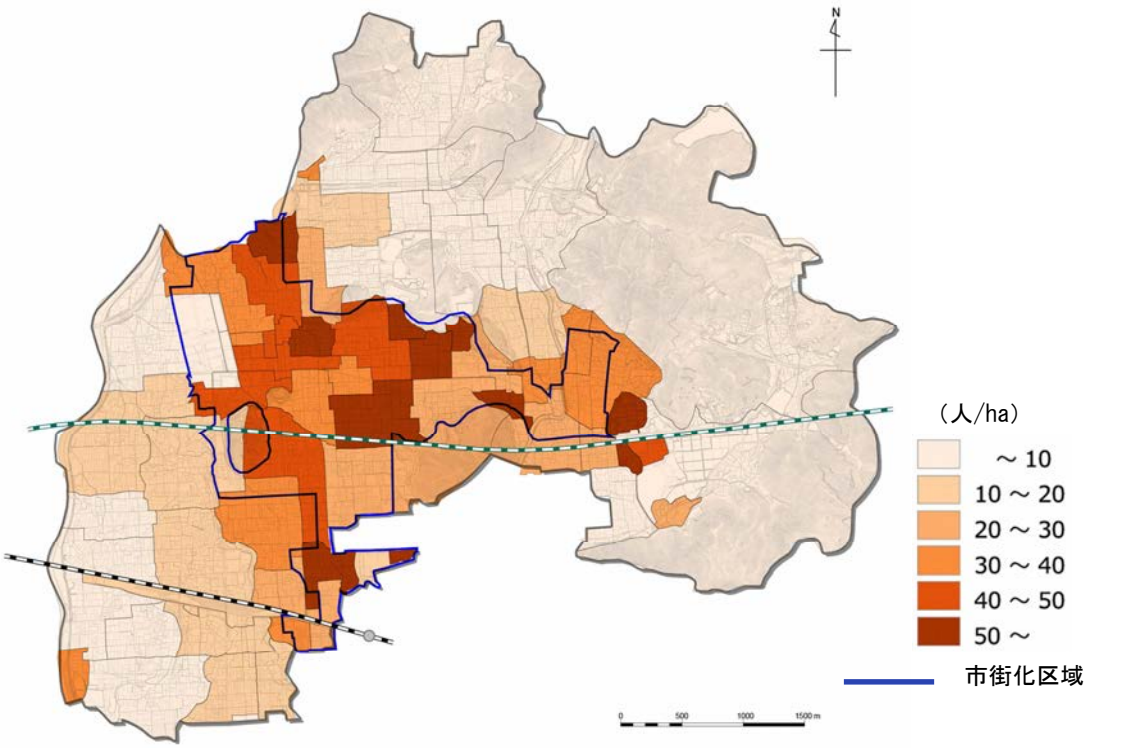

町丁目別人口密度（2015 年）

資料　国勢調査（平成 27 年）

年齢別の人口分布では、年少（0～14 歳）人口は、町の中心部において減少傾向にあります。

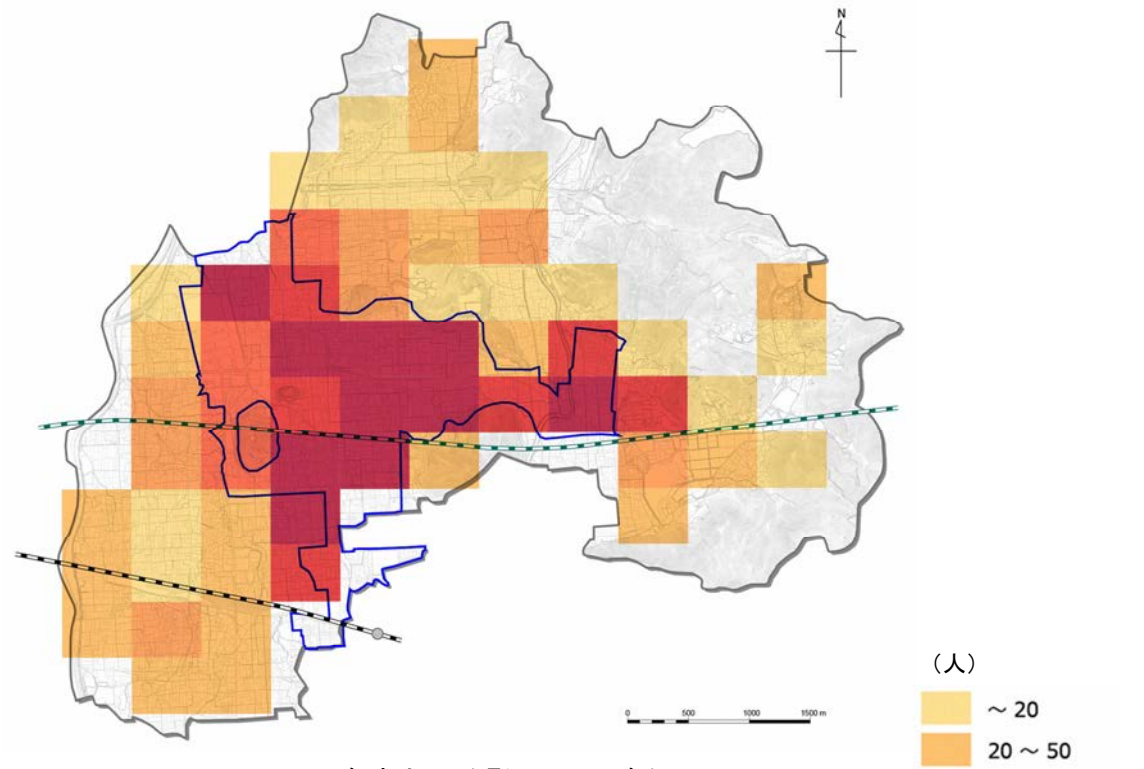

年少人口（現況：2015 年）

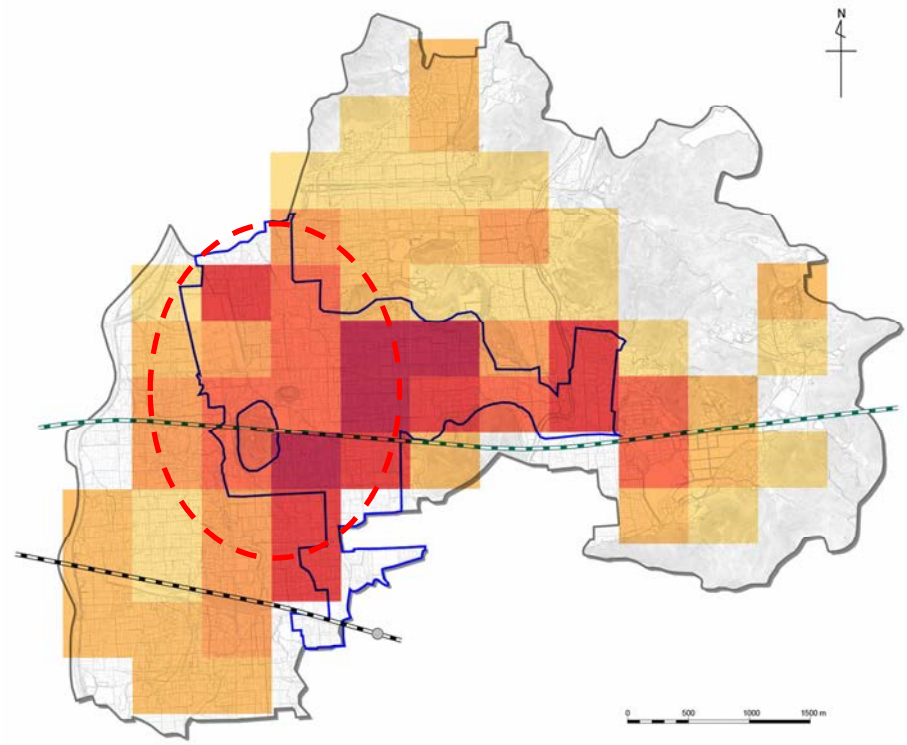

年少人口（将来：2040 年）

資料　国勢調査（平成 27 年）
国立社会保障・人口問題研究所将来人口推計値を基に作成

生産年齢（15～64 歳）人口は全体的に減少傾向ですが、市街化区域内でみると町の中心部周辺における減少が見られます。

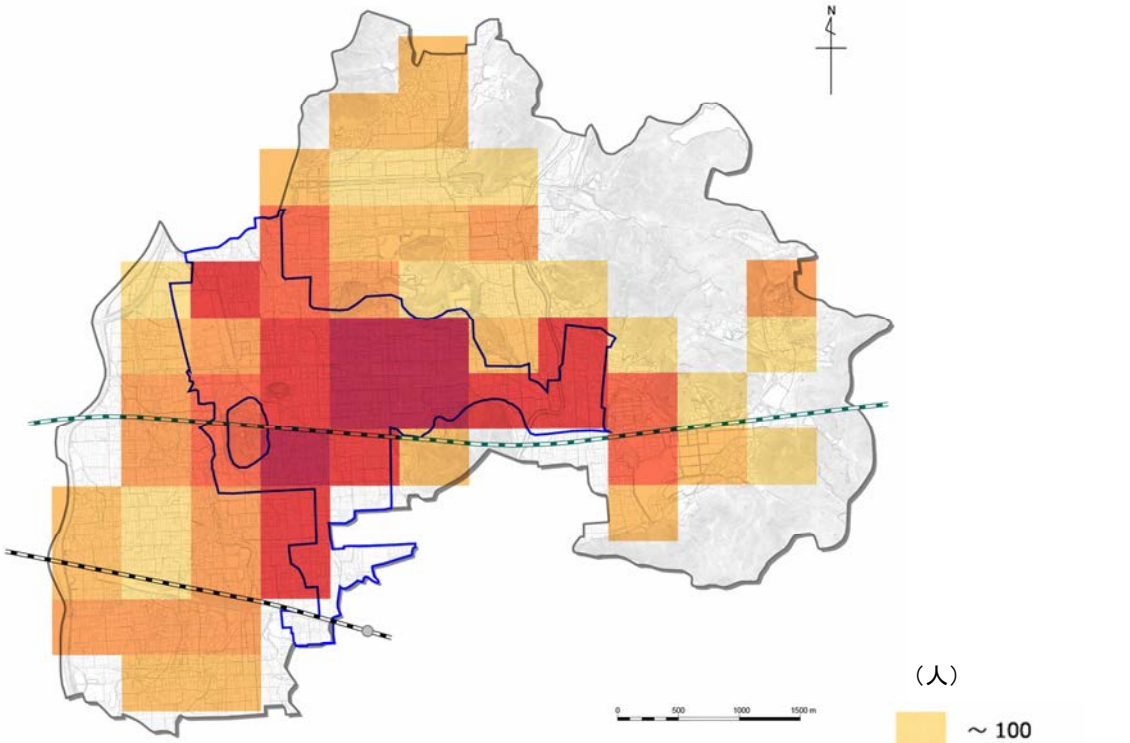

生産年齢人口（現況：2015 年）

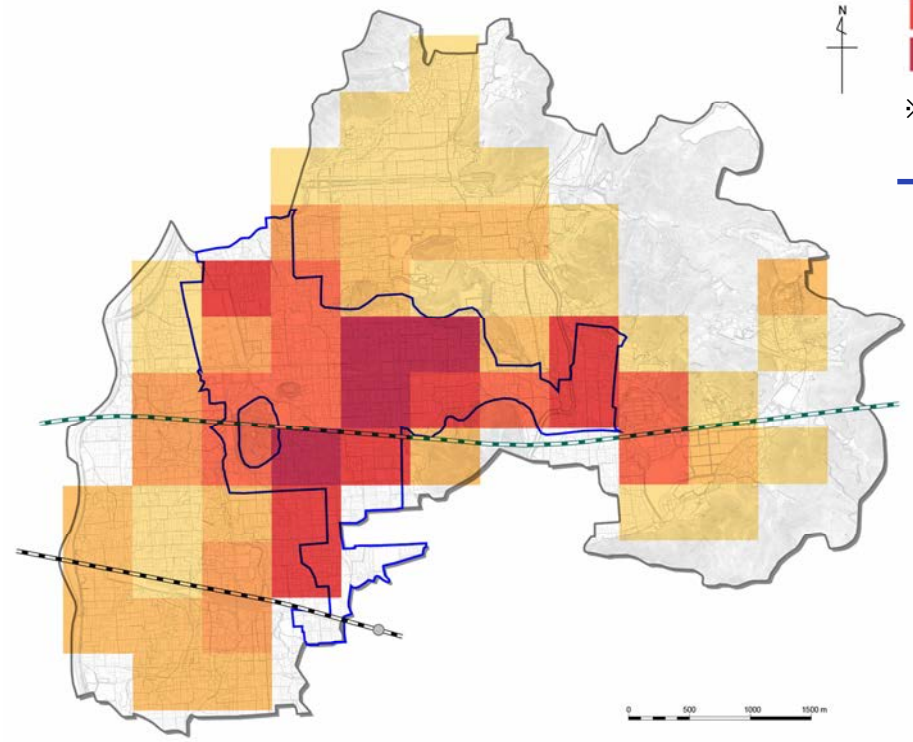

生産年齢人口（将来：2040 年）

資料　国勢調査（平成 27 年）
国立社会保障・人口問題研究所将来人口推計値を基に作成

65 歳以上の高齢者人口は大きな変化は見られません。

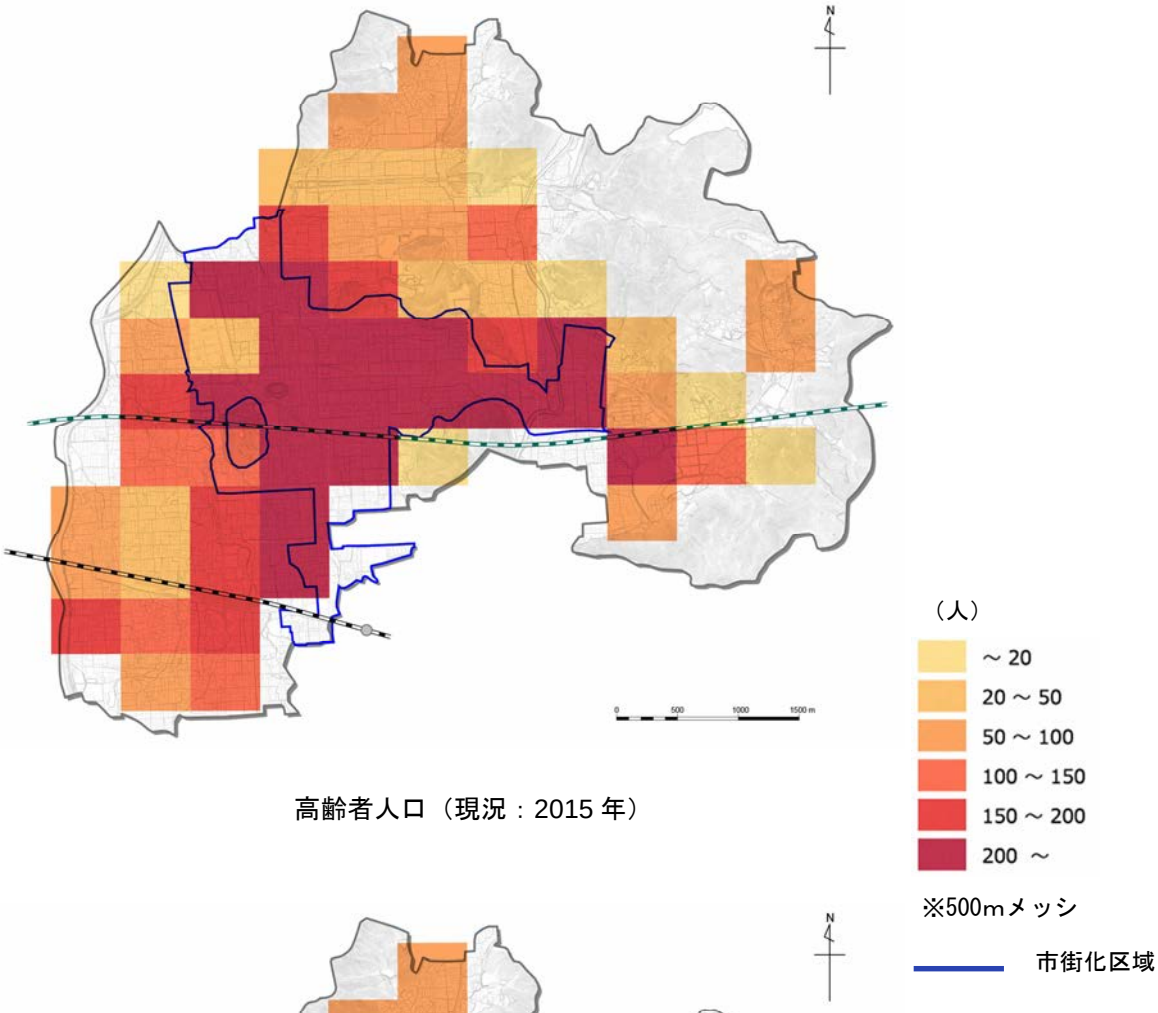

高齢者人口（現況：2015 年）

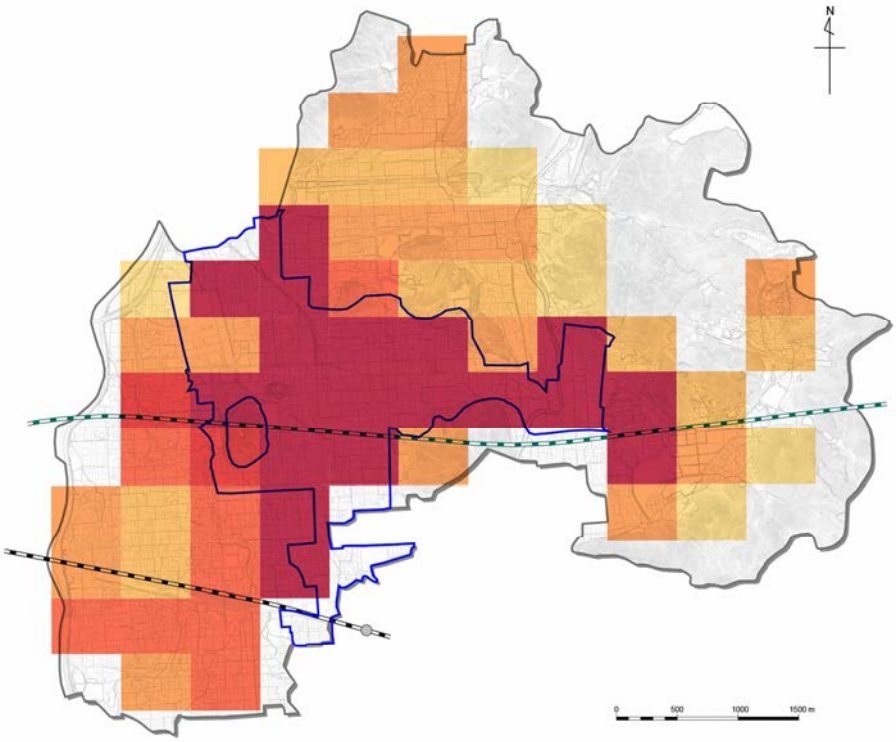

高齢者人口（将来：2040 年）

資料　国勢調査（平成 27 年）
国立社会保障・人口問題研究所将来人口推計値を基に作成

高齢化率で見ると、市街化調整区域においては 30%以上の地域が増加する傾向です。また、市街化区域内においても 20%以上の地域が大部分を占めており、町全体において高齢化の進行が予測されます。

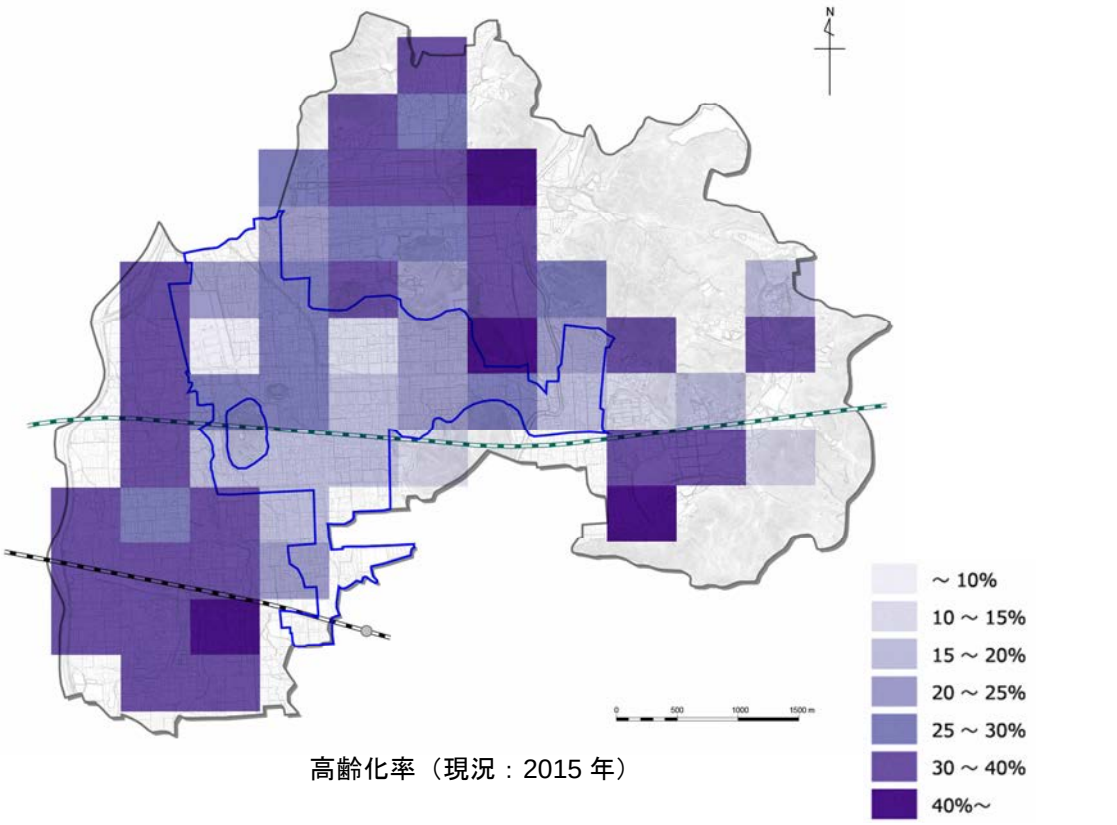

高齢化率（現況：2015 年）

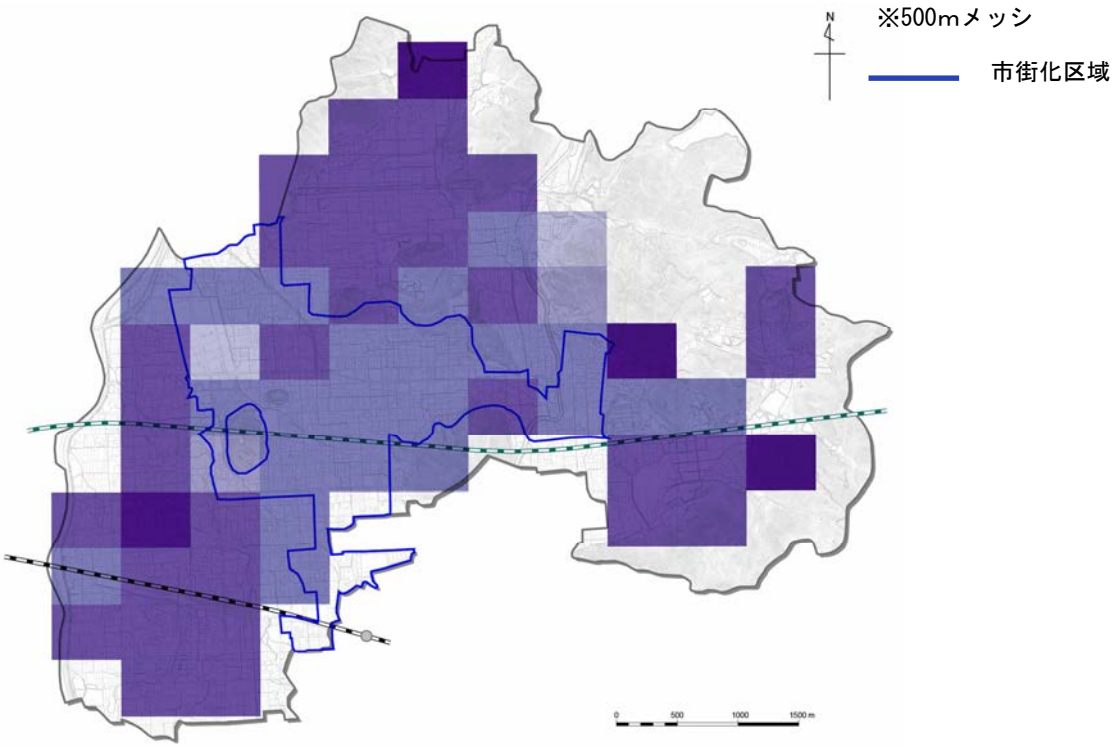

高齢化率（将来：2040 年）

資料　国勢調査（平成 27 年）
国立社会保障・人口問題研究所将来人口推計値を基に作成

（２）市街地形成と土地利用

①DID 区域

DID 区域内人口は増加を続けており、区域内人口密度は 2015 年で 50.2 人/ha です。また、面積は 1970 年時と比較すると、国道 179 号線沿道を中心に約 2.8 倍に拡大しています。

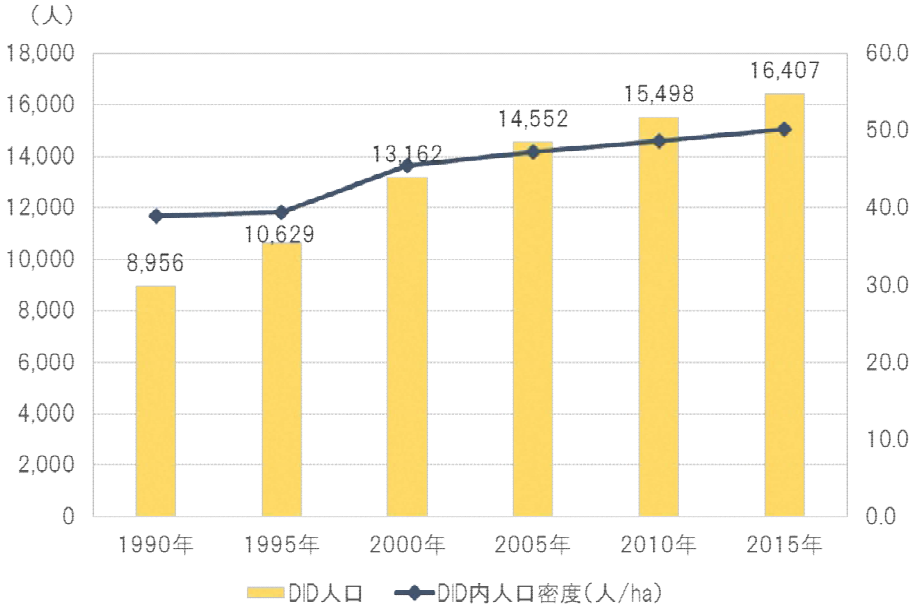

DID 区域内人口の推移

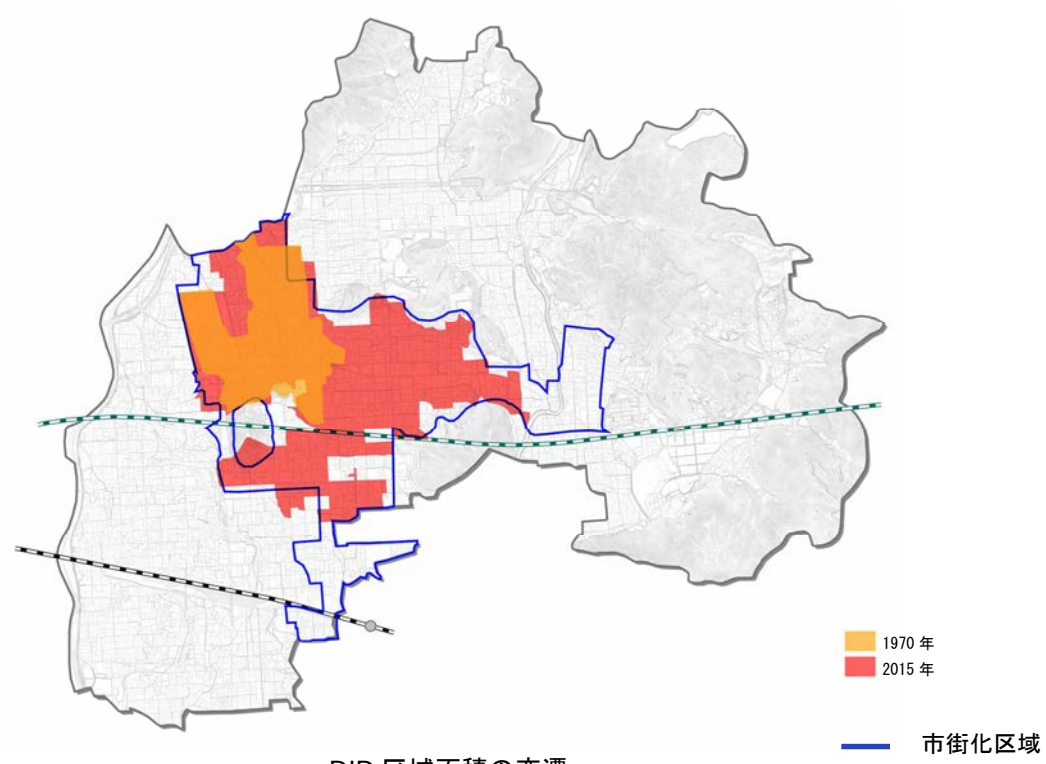

DID 区域面積の変遷

資料　国勢調査

②土地利用

太子町土地利用調整基本計画において、これまで総合的な土地利用計画のなかった市街化調整区域の土地利用方針を明確にし、４つの基本区域（保全区域、森林区域、農業区域、集落区域）と５つの特定区域（公益系、工業系、業務系、資材置場系、調整系）を設定することで、町全体の適正な土地利用の誘導方針を示しています。

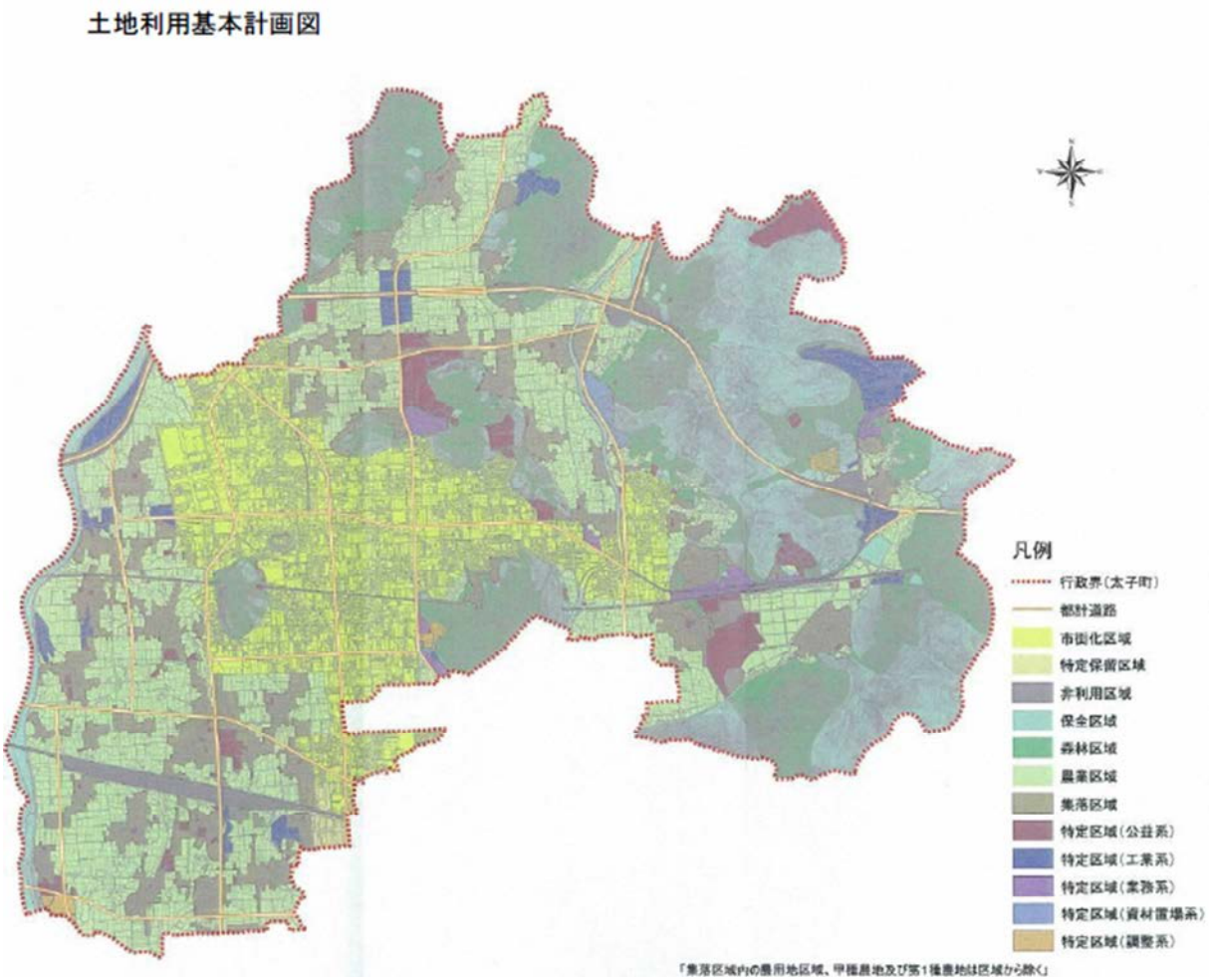

出典　太子町土地利用調整基本計画策定調査報告書（平成 17 年３月）

③市街化の動向

近年（2013 年以降）の比較的大きな開発は、役場の新庁舎建設をはじめ主に市街化区域内で行われていますが、石海地域においては鉄道沿線地域など市街化調整区域内の開発も見られます。

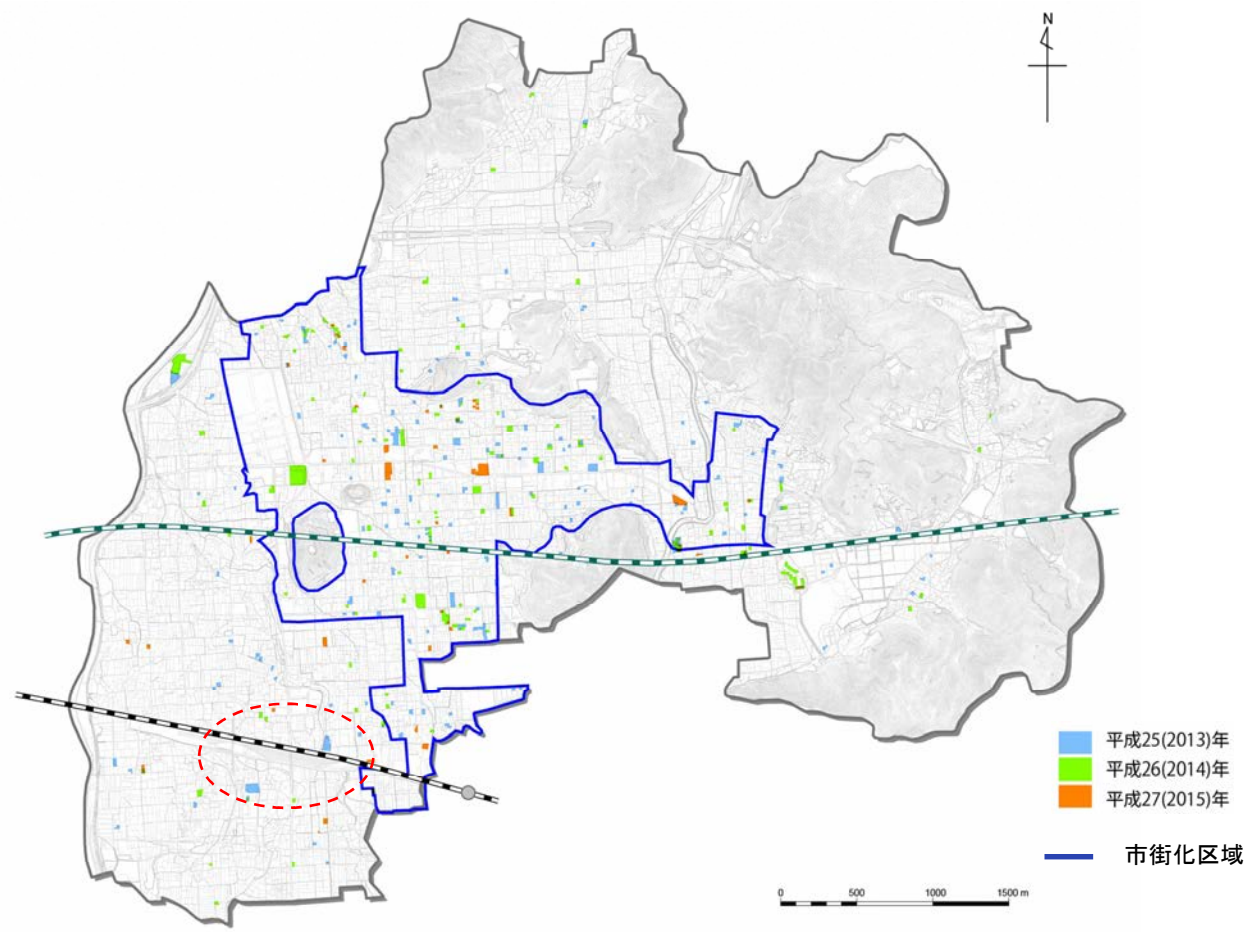

町内における開発動向

（３）住宅

2016 年 1 月実施した自治会別の空き家調査では、350 件以上の空き家が確認されました。そのうち約６割については適正に管理されていますが、その他約４割は所有者等が不明で、現状として維持管理が行われていないものと推測されます。人口減少に伴う空き家の増加は、景観面や防犯面など地域住民の日常生活に関わる都市問題であるため、今後の動向を把握するとともに、空き家対策を進めていく必要があります。

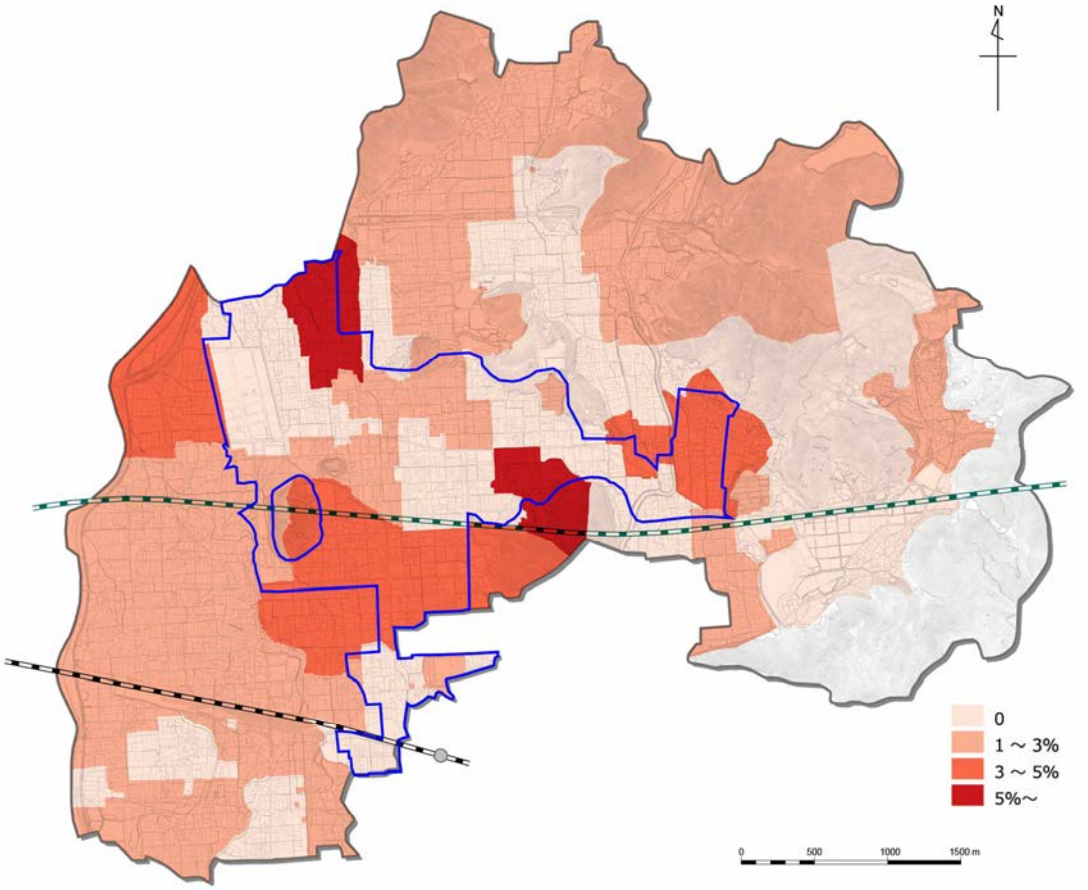

市街化区域

町の空き家数に対する自治会別空き家率

（４）産業

本町の主要産業は、製造業や卸売・小売業、サービス業であり、地場産品であるマッチや素麺の製造など、これらの発展とともに現在の太子町が築かれてきたと言えます。

将来にわたり企業等の体力を維持して持続性のあるまちづくりを進めるためには、地域経済を支えるこれらの産業の振興を図るとともに、新産業の育成のほか、後継者不足や耕作放棄地などの課題を抱える農業において、生産から加工・販売に至る六次産業化による新たな特産品づくりに取り組むなど新たな地域ブランドの創出を図る必要があります。

産業別就業者人口の推移

		1990 年	1995 年	2000 年	2005 年	2010 年	2015 年
第一次産業	人口（人）	402	393	300	284	211	211
	割合（%）	2.8	2.5	1.9	1.8	1.4	1.4
第二次産業	人口（人）	7,371	7,687	7,021	5,872	5,464	5,409
	割合（%）	51.2	47.9	44.7	38.3	36.9	36.3
第三次産業	人口（人）	6,628	7,961	8,392	9,194	9,143	9,292
	割合（%）	46.0	49.6	53.4	59.9	61.7	62.3
合計	人口（人）	14,401	16,041	15,713	15,350	14,818	14,912
	割合（%）	100.0	100.1	100.0	100.0	100.0	100.0

資料　国勢調査

	1991 年		1996 年		2001 年		2006 年		2009 年		2014 年	
	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
1～4 人	808	1,642	824	1,720	882	1,832	869	1,724	839	1,667	735	1,481
5～9 人	227	1,455	239	1,589	269	1,809	252	1,661	258	1,689	248	1,629
10～19 人	124	1,630	164	2,171	164	2,190	165	2,257	166	2,269	152	2,053
20～29 人	49	1,176	45	1,060	48	1,155	56	1,319	56	1,334	58	1,388
30 人以上	54	6,747	58	6,564	73	7,153	76	5,847	66	5,551	68	6,181
合計	1,262	12,650	1,330	13,104	1,436	14,139	1,418	12,808	1,385	12,510	1,261	12,732

資料　事業所・企業統計調査（平成 3 年～平成 18 年）
経済センサス基礎調査（平成 21 年、26 年）

増加傾向にあった小売・卸売業の年間販売額は、2012 年に減少に転じ 2007 年と比較すると約 30%減少しています。製品出荷額等は 2011 年以降増加傾向にあり、特に近年の伸びが大きくなっています。

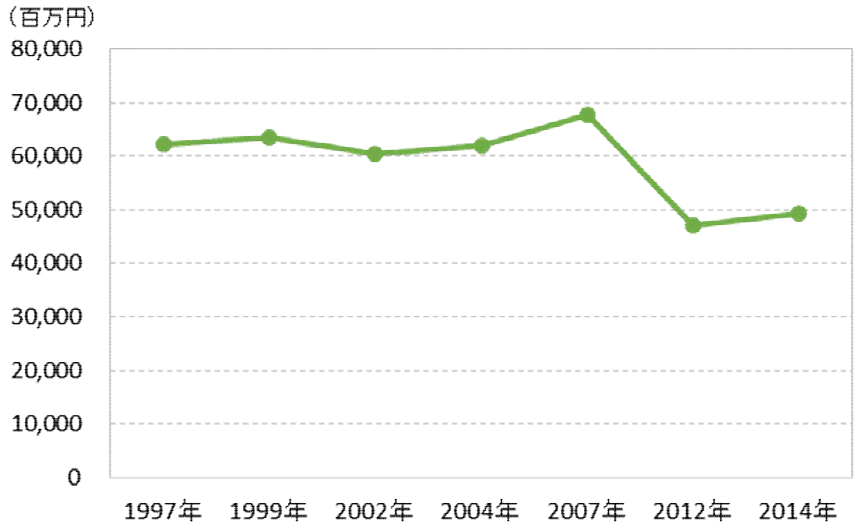

小売・卸売業年間販売額の推移

資料　商業統計調査

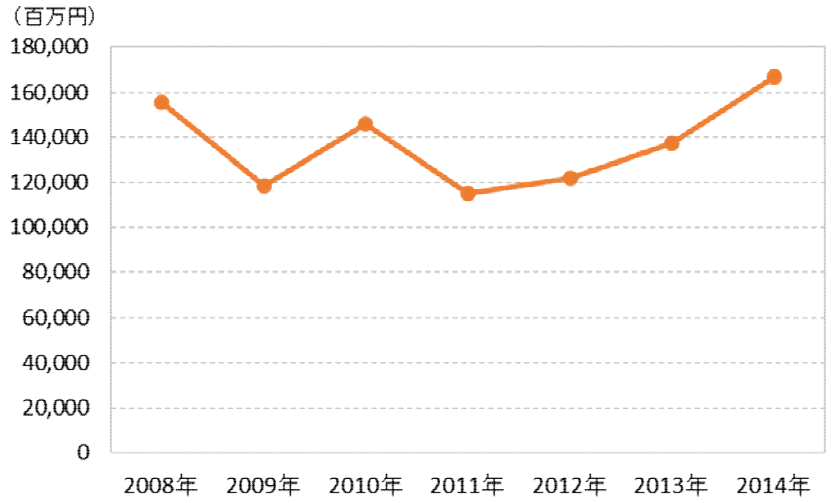

製品出荷額等の推移

資料　工業統計調査

経済センサス　活動調査（平成 24 年）

（５）公共公益施設

公共公益施設は町の中心部に多く立地しており、各地域においても幹線道路沿いなどの利便性の高いエリアに適正に配置されています。今後、施設の老朽化に伴う建替えや機能の複合化を検討する際には、関連計画と連携・整合を図るとともに施設の長寿命化対策も併せて検討することが必要です。

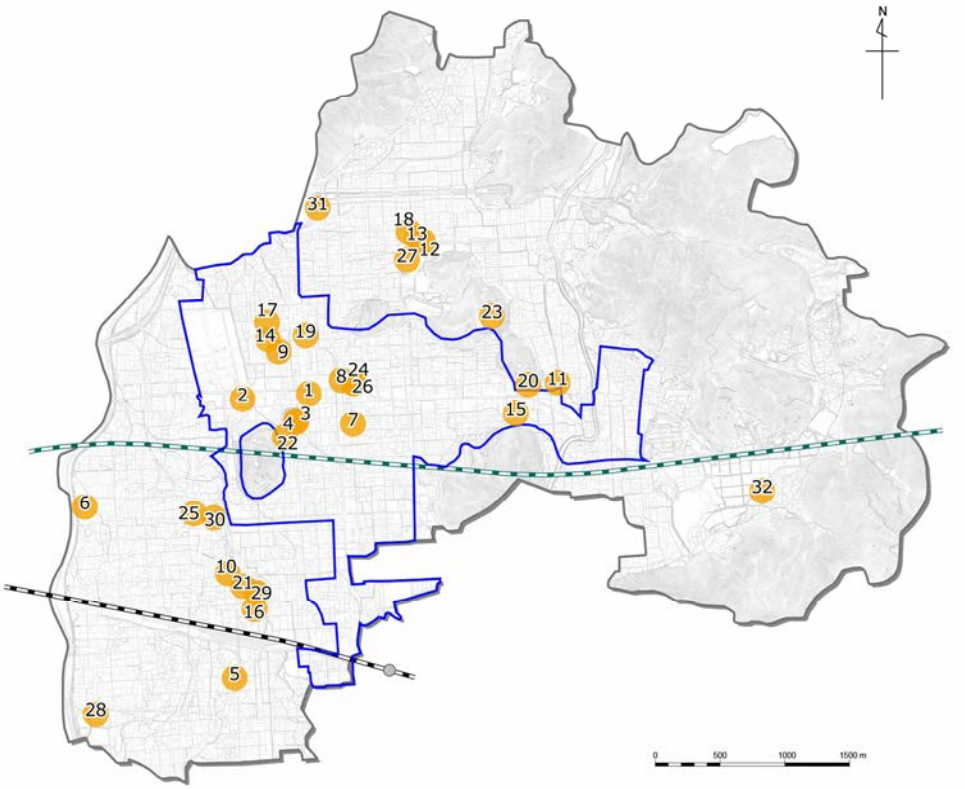

番号	所在地	施設名称
1	鵤 1369-1	太子町役場旧庁舎
2	鵤 280-1	太子町役場
3	鵤 135-1	つくも荘
4	鵤 135-1	児童館「ひまわり館」
5	塚森 131	南総合センター
6	常全 360-1	前処理場（公共下水道）
7	東南 51-1	町民体育館
8	鵤 1310-7	図書館
9	鵤 678	斑鳩公民館
10	福地 132-1	石海公民館
11	太田 370-3	太田公民館
12	佐用岡 388-8	龍田公民館
13	佐用岡 390-2	龍田幼稚園
14	馬場 5	斑鳩幼稚園
15	東出 126・127-1	太田幼稚園
16	福地 501-1	石海幼稚園

番号	所在地	施設名称
17	馬場 20-1	斑鳩保育所
18	佐用岡 436	龍田小学校
19	鵤 713	斑鳩小学校
20	東出 128	太田小学校
21	福地 422	石海小学校
22	立岡 207-1	太子西中学校
23	太田 1	太子東中学校
24	鵤 1310-1	文化会館
25	老原 102-1	保健福祉会館
26	鵤 1310-1	歴史資料館
27	佐用岡 246-1	陸上競技場
28	吉福 295-6	吉福水源地
29	福地 494-1	給食センター
30	老原 554-1	太子消防署
31	佐用岡 732	筑紫の丘斎場
32	原 1039	子育て学習センター

（６）道路・公共交通

本町は、国道２号（太子龍野バイパス）、国道 179 号などの主要な幹線道路が通っています。また、鉄道は JR 新幹線及び JR 山陽本線が通っており、鉄道、自動車ともに町外への交通利便性に優れています。

現在整備中の都市計画道路　龍野線が供用開始されると、南北地域をつなぐ都市軸となり、国道 179 号の東西軸と合わせた町の骨格軸となる 2 本の都市軸が形成されることにより、隣接する姫路市やたつの市への交通利便性が向上し、都市間における交流・連携強化が期待されます。

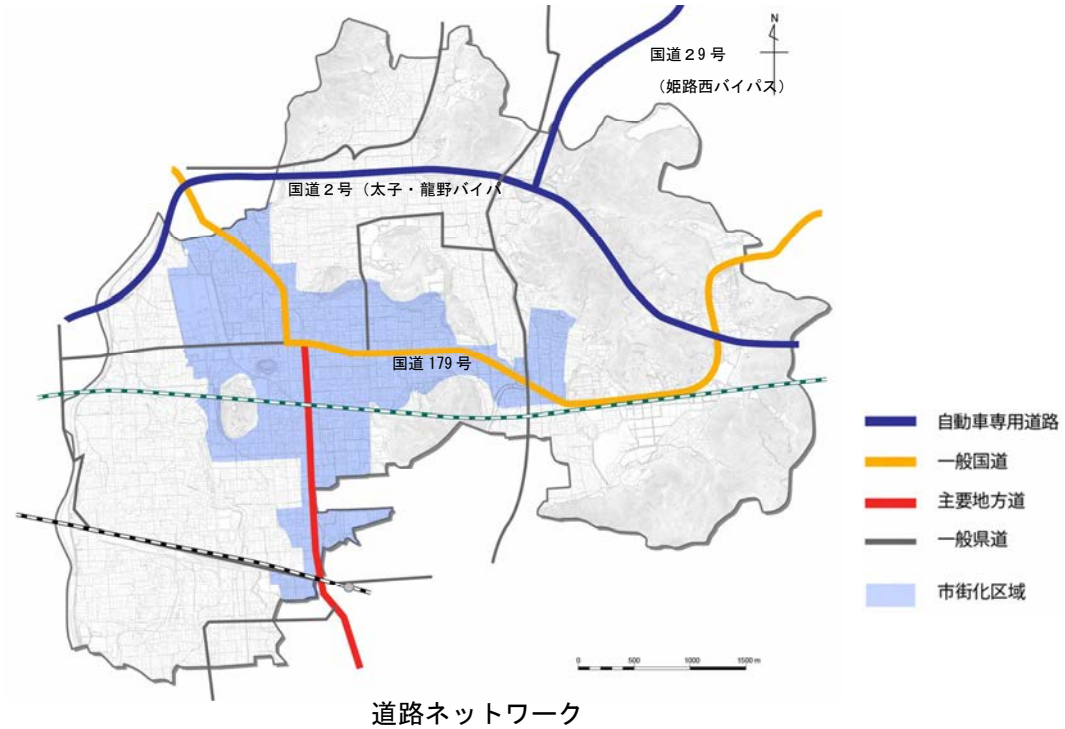

道路ネットワーク

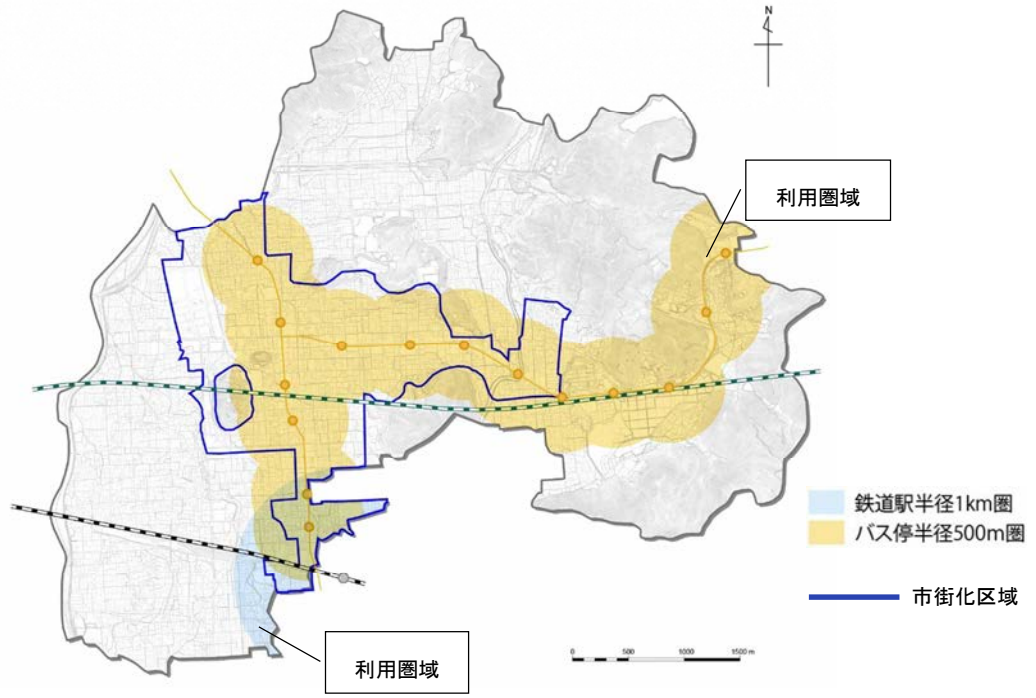

バスネットワークと公共交通利用圏域

（７）都市機能の分布

①商業施設

食料品を扱う商業施設は概ね市街化区域内に立地しており、施設利用圏域としては市街化区域全域をカバーしています。

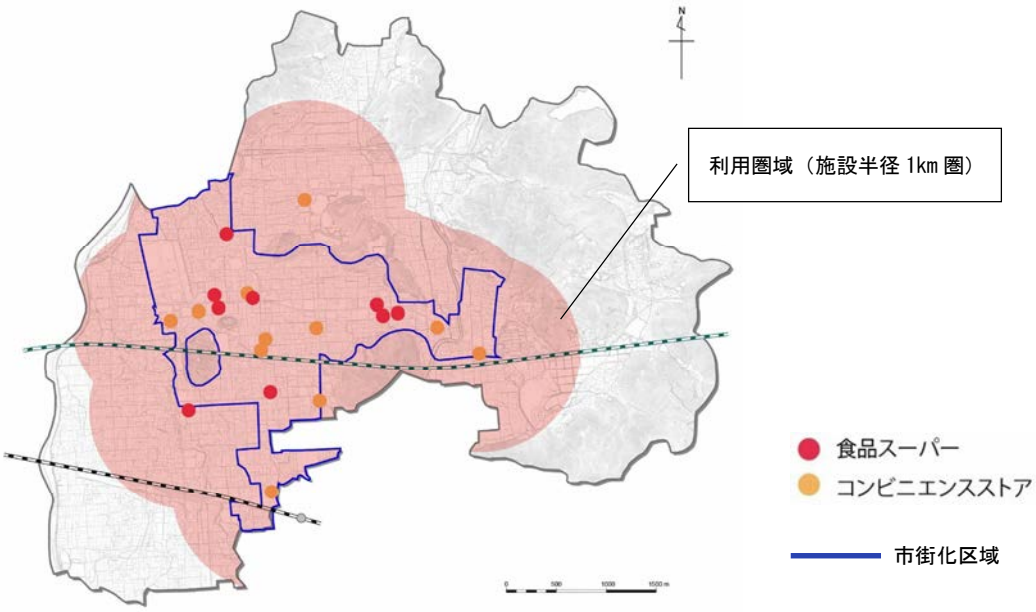

②医療施設

医療施設は、市街化区域内において病院機能を補完するかたちで診療所が立地しています。また、診療所は市街化調整区域内にも立地しており、住民の医療サービスが確保されていると言えます。

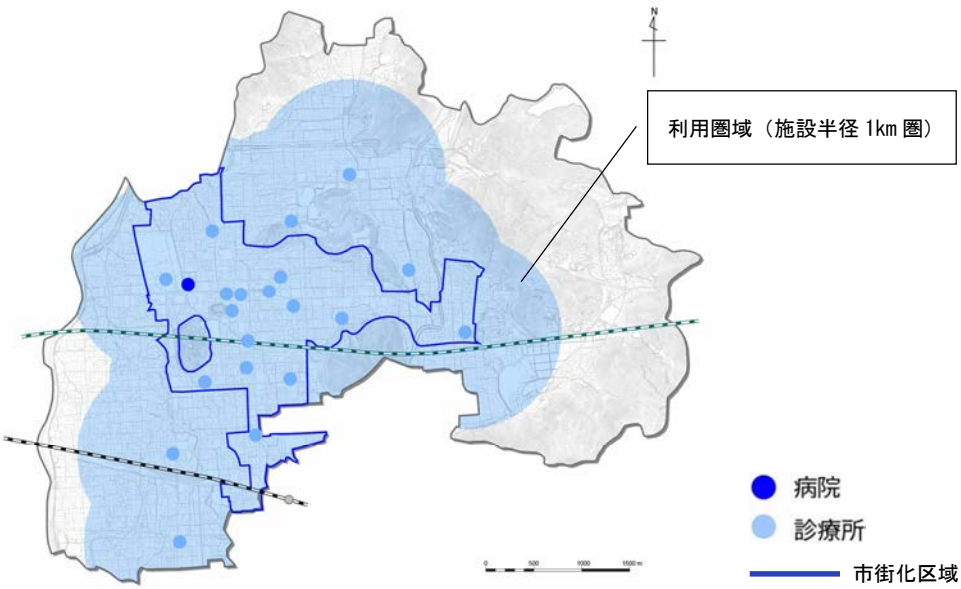

③福祉施設

福祉施設は市街化区域縁辺部に立地しており、施設利用圏域は概ね市街化区域をカバーしていますが、福祉施設は、通所系など徒歩での利用という概念とはなじまない施設も存在するため、利用者ニーズに見合った施設配置が望まれます。

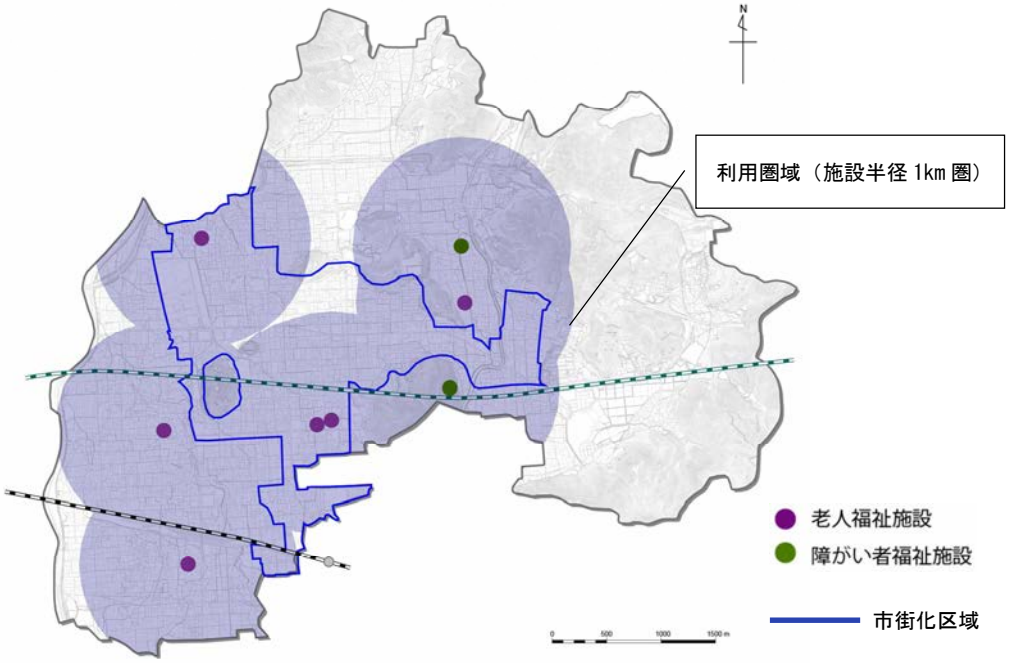

④子育て支援施設

子育て支援施設は、市街化区域内外において立地し施設利用圏域も市街化区域全域をカバーしていますが、町の中心部など人口集積の高いエリアにおける立地が少ない傾向が見られます。

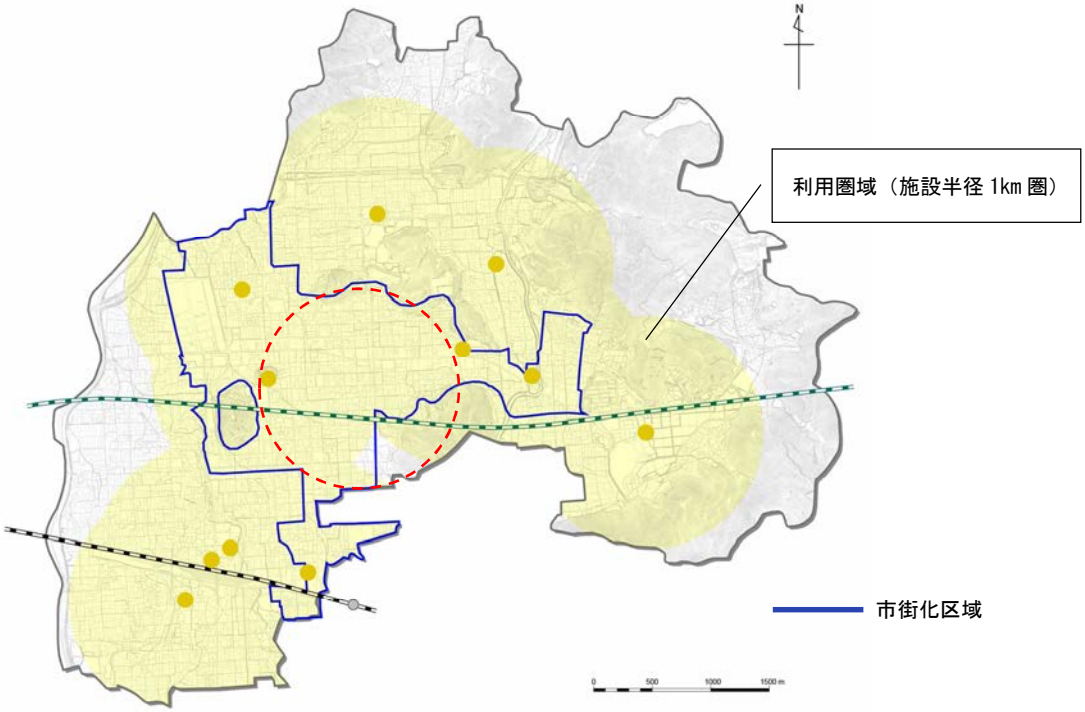

⑤主要公共施設・文化施設

主な公共施設と文化施設は、市街化区域内においては町の中心部に集積しています。市街化調整区域内の施設も市街化区域縁辺部に立地しています。

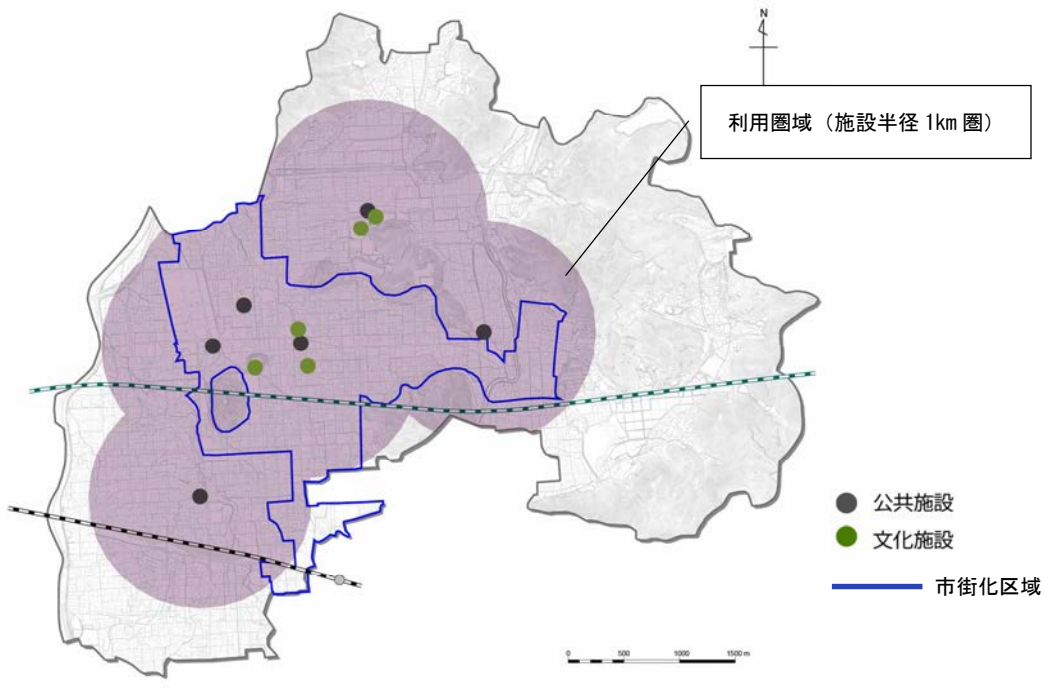

⑥金融施設

金融施設は市街化区域内及び市街化区域縁辺部に立地しています。銀行や郵便局のみならず、ATM 機能を有するコンビニエンスストアも金融施設の補完的機能として住民の生活利便性を確保しています。

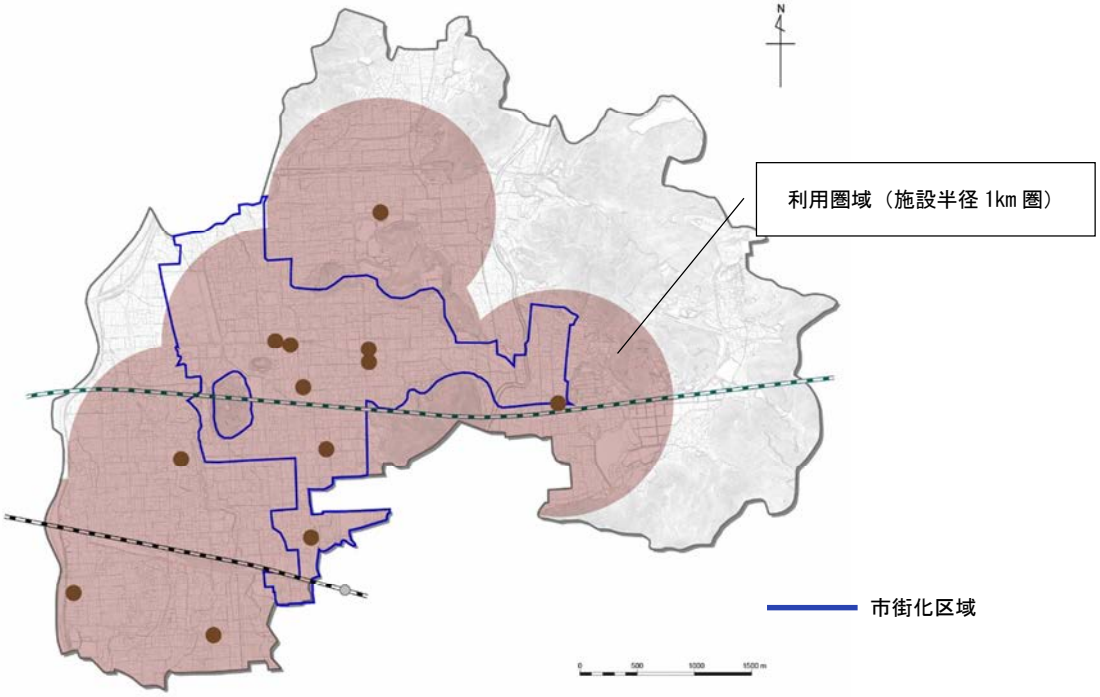

（８）地価

地価の動向は、住宅地及び商業地においておおむね横ばいで推移しています。

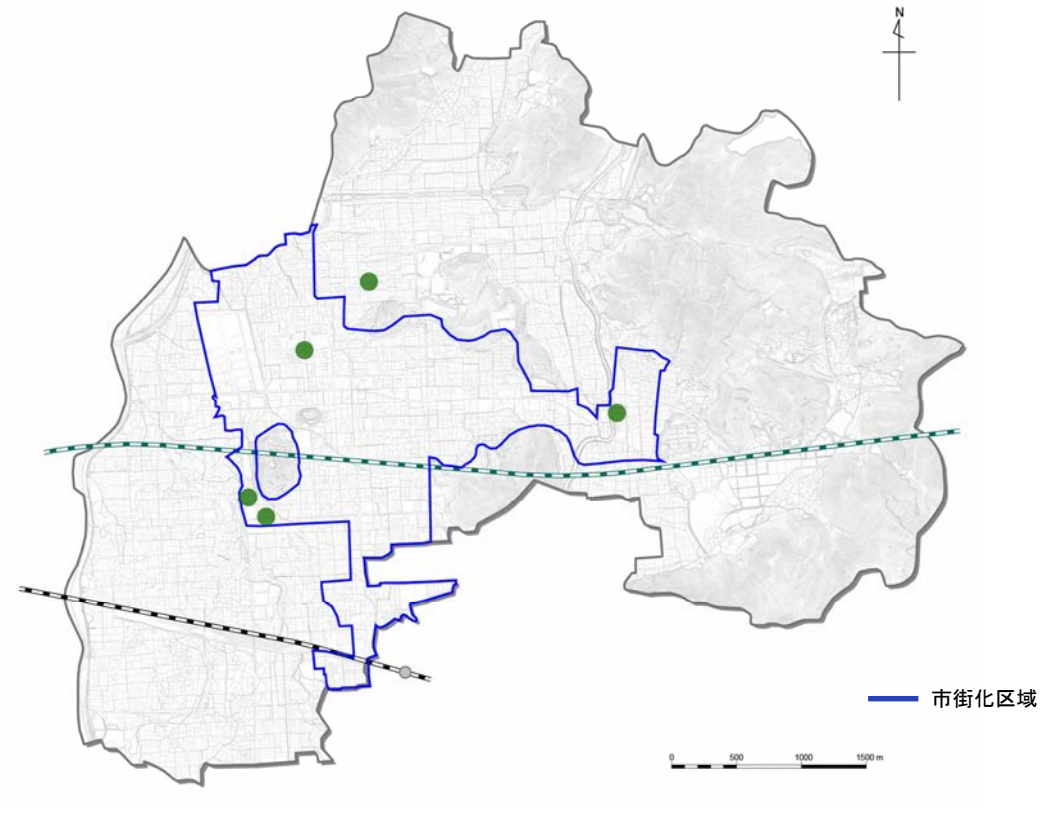

地価公示調査地点

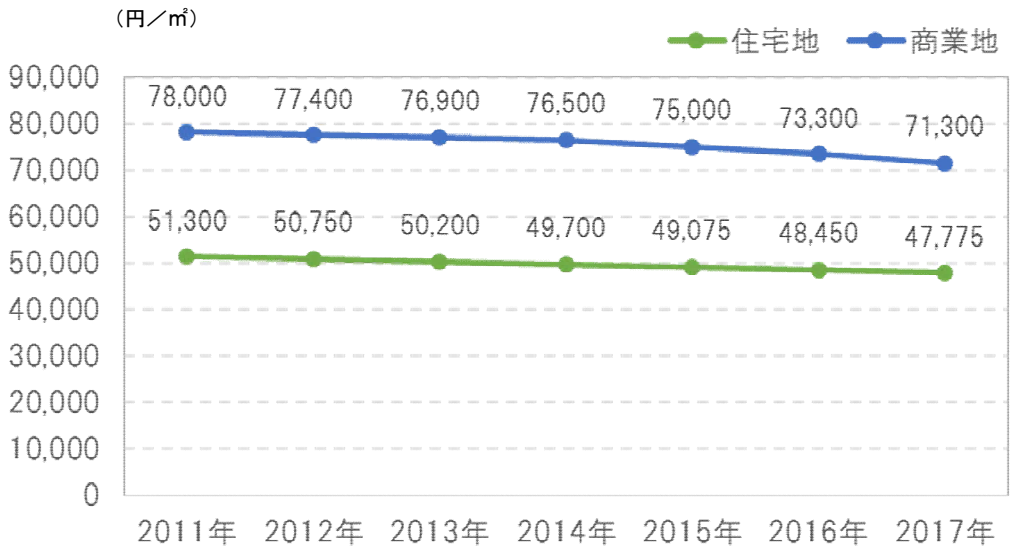

地価の推移

資料　国土数値情報

（９）災害

居住において考慮すべき災害危険性のある区域は以下のとおりです。本町は市街化区域縁辺部に多く指定されています。

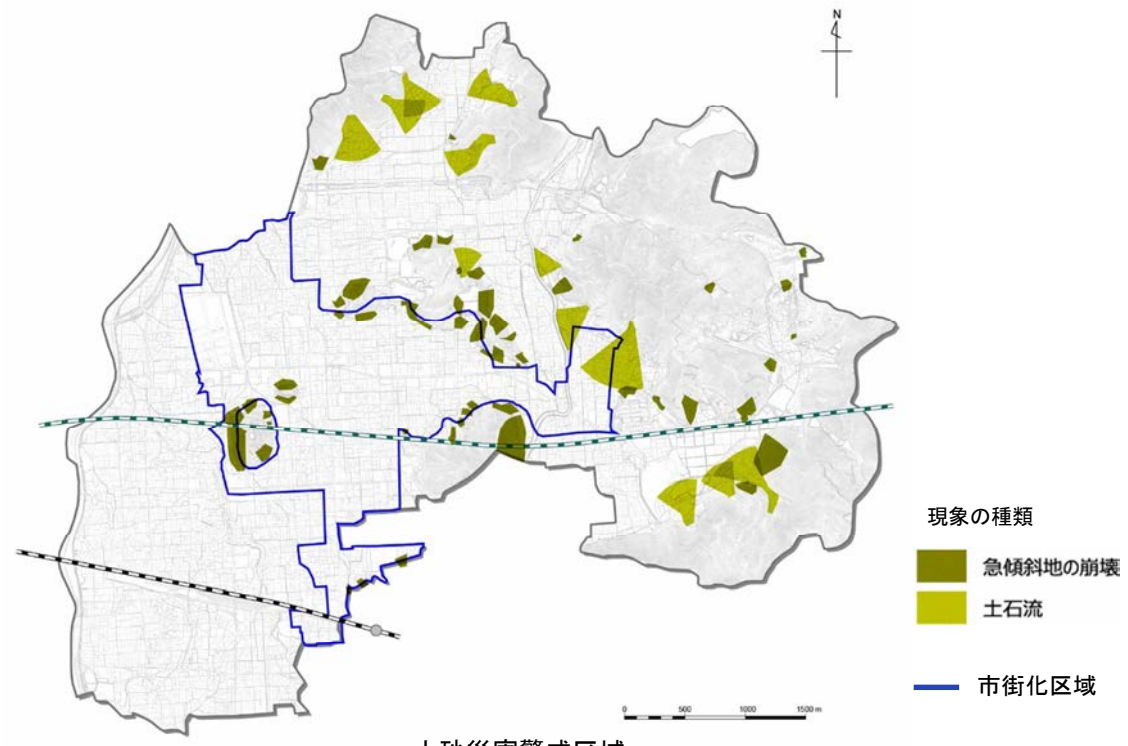

土砂災害警戒区域

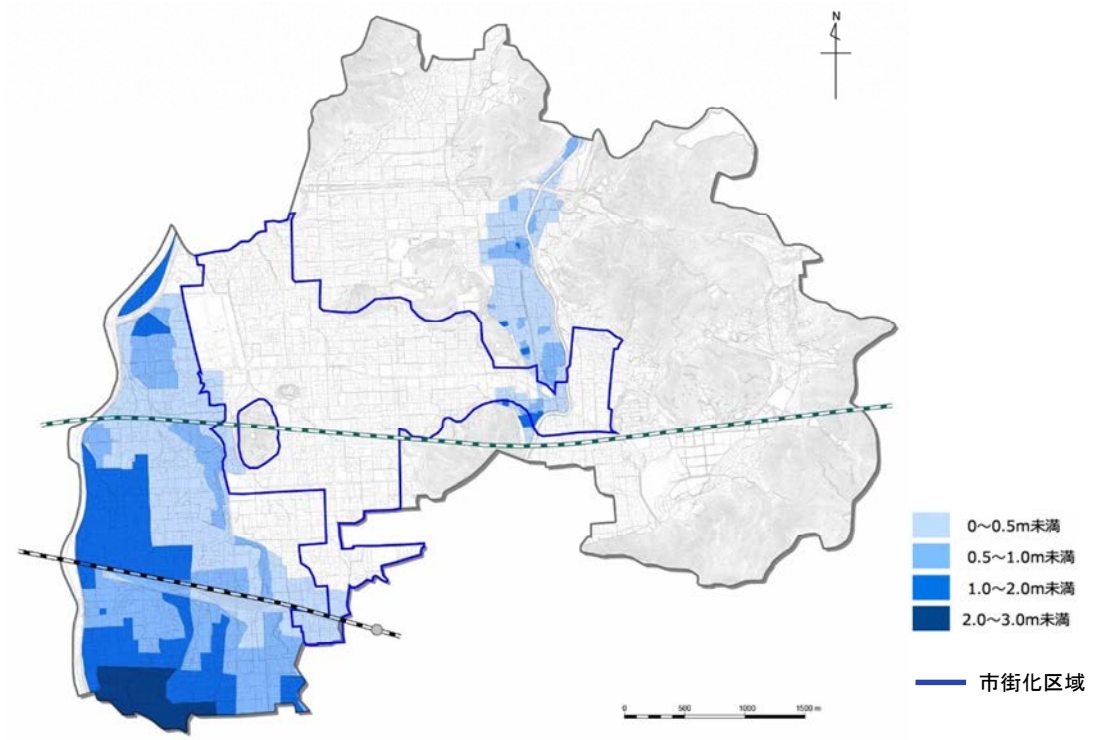

浸水想定区域

資料　国土数値情報

（１０）財政

本町の歳入歳出構造において、歳入は町税収入が高い状況です。歳出は高齢者福祉等の民生費が高い割合を占め、前年比で 13.4%増加しています。これは今後の高齢化の進展に伴い将来的な増加が予測されます。

平成 28 年度　一般会計決算款別内訳表

歳　入

（単位：千円，%）

区分	平成28年度決算額		平成27年度決算額		比較	
	金額	構成比	金額	構成比	増減額	増減率
1 町税	4,084,911	34.8	4,045,684	29.9	39,227	1.0
2 地方譲与税	79,713	0.7	79,788	0.6	△ 75	△ 0.1
3 利子割交付金	6,031	0.1	10,516	0.1	△ 4,485	△ 42.6
4 配当割交付金	24,068	0.2	33,936	0.3	△ 9,868	△ 29.1
5 株式等譲渡所得割交付金	15,110	0.1	33,495	0.2	△ 18,385	△ 54.9
6 地方消費税交付金	523,030	4.4	573,546	4.2	△ 50,516	△ 8.8
7 ゴルフ場利用税交付金	3,167	0.0	3,527	0.0	△ 360	△ 10.2
8 自動車取得税交付金	22,856	0.2	21,964	0.2	892	4.1
9 地方特例交付金	30,502	0.3	30,203	0.2	299	1.0
10 地方交付税	1,779,565	15.1	1,777,749	13.1	1,816	0.1
11 交通安全対策特別交付金	6,747	0.1	6,904	0.1	△ 157	△ 2.3
12 分担金及び負担金	101,827	0.9	128,935	1.0	△ 27,108	△ 21.0
13 使用料及び手数料	143,213	1.2	139,523	1.0	3,690	2.6
14 国庫支出金	1,780,823	15.2	1,439,670	10.6	341,153	23.7
15 県支出金	746,669	6.3	819,583	6.0	△ 72,914	△ 8.9
16 財産収入	3,688	0.0	5,246	0.0	△ 1,558	△ 29.7
17 寄附金	548,591	4.7	2,752	0.0	545,839	19,834.3
18 繰入金	411,114	3.5	904,447	6.7	△ 493,333	△ 54.5
19 繰越金	298,014	2.5	482,038	3.6	△ 184,024	△ 38.2
20 諸収入	118,428	1.0	333,486	2.5	△ 215,058	△ 64.5
21 町債	1,021,378	8.7	2,670,936	19.7	△ 1,649,558	△ 61.8
合計	11,749,445	100.0	13,543,928	100.0	△ 1,794,483	△ 13.2

歳　出

（単位：千円，%）

区分	平成28年度決算額		平成27年度決算額		比較	
	金額	構成比	金額	構成比	増減額	増減率
1 議会費	124,908	1.1	134,992	1.0	△ 10,084	△ 7.5
2 総務費	1,965,036	17.1	4,312,206	32.6	△ 2,347,170	△ 54.4
3 民生費	3,953,837	34.4	3,485,169	26.3	468,668	13.4
4 衛生費	941,912	8.2	728,178	5.5	213,734	29.4
5 労働費	5,319	0.0	5,836	0.0	△ 517	△ 8.9
6 農林水産業費	113,090	1.0	144,931	1.1	△ 31,841	△ 22.0
7 商工費	60,351	0.5	306,754	2.3	△ 246,403	△ 80.3
8 土木費	1,829,009	15.9	1,638,434	12.4	190,575	11.6
9 消防費	586,588	5.1	627,491	4.7	△ 40,903	△ 6.5
10 教育費	1,065,720	9.3	1,041,570	7.9	24,150	2.3
11 災害復旧費	0	0.0	0	0.0	0	0.0
12 公債費	846,336	7.4	820,353	6.2	25,983	3.2
合計	11,492,106	100.0	13,245,914	100.0	△ 1,753,808	△ 13.2

普通会計歳出決算性質別構成図

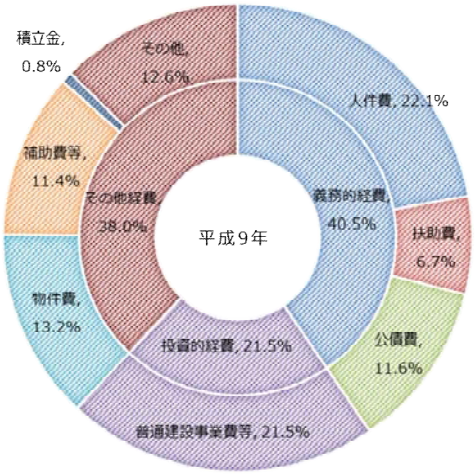

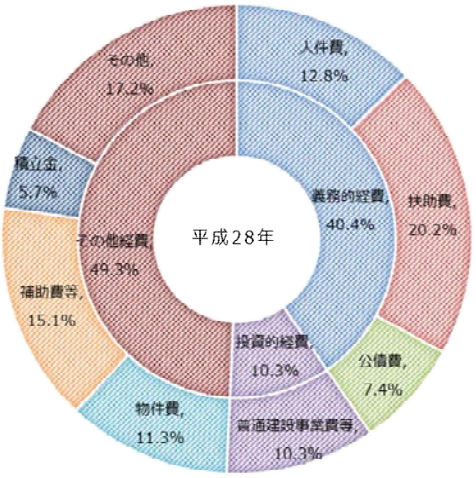

（１１）住民意向

本町では平成 27（2015）年度に住民アンケート調査を実施し、本町の良いところ・良くないところ、今後のまちづくりに望むことなど、住民意向を把握しました。

良いところは「日常的な生活環境」、「商店やサービス業の充実度」など生活の利便性が評価されています。良くないところは「医療施設の充実度」、「公園や広場などの整備状況」、「交通の便利さ」などですが、「交通の便利さ」については、良いところとしても評価されており、これは地域によって公共交通サービスに差があることが分かります。

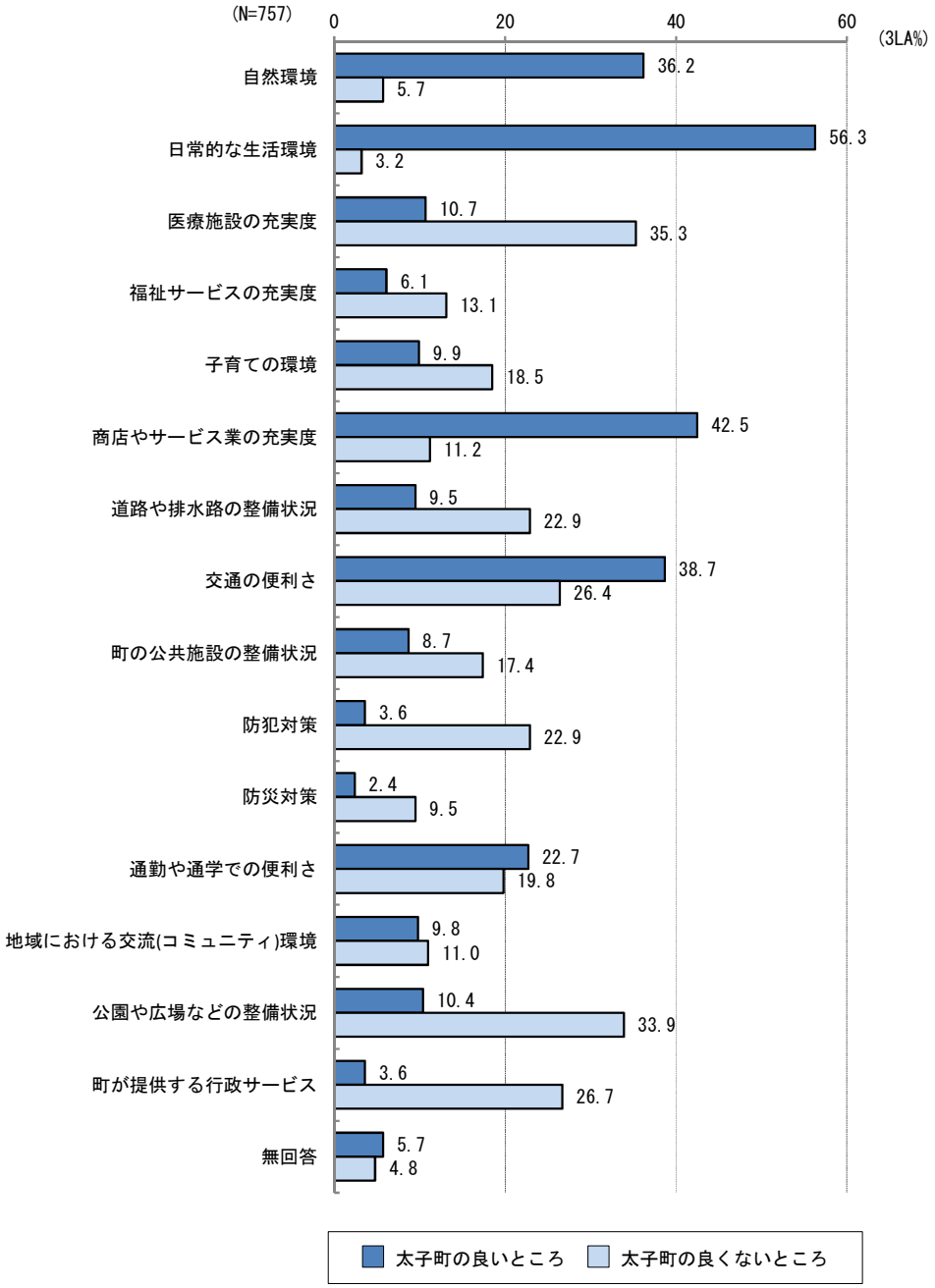

将来望まれるまちの姿は、「子どもの笑顔があふれる、子育て支援・教育が充実したまち」、「防災・防犯体制が整った、安全・安心なまち」が挙げられています。子育て支援サービスなどの少子化対策や誰もが安全で安心して暮らせるまちづくりが期待されています。

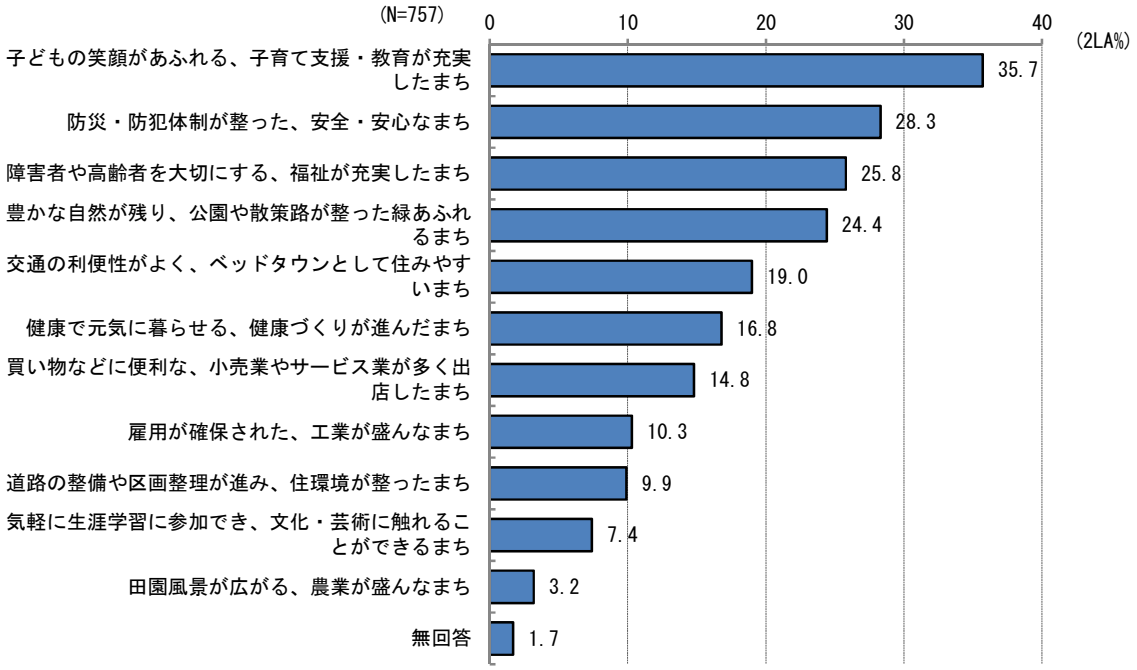

また、回答者の約７割が今後も町内（現在の居住地）において住み続けたいと回答していますが、年齢別で見ると 10～20 歳代においてはその割合が約５割と低いことから、若者世代が魅力を感じるまちづくりが求められます。

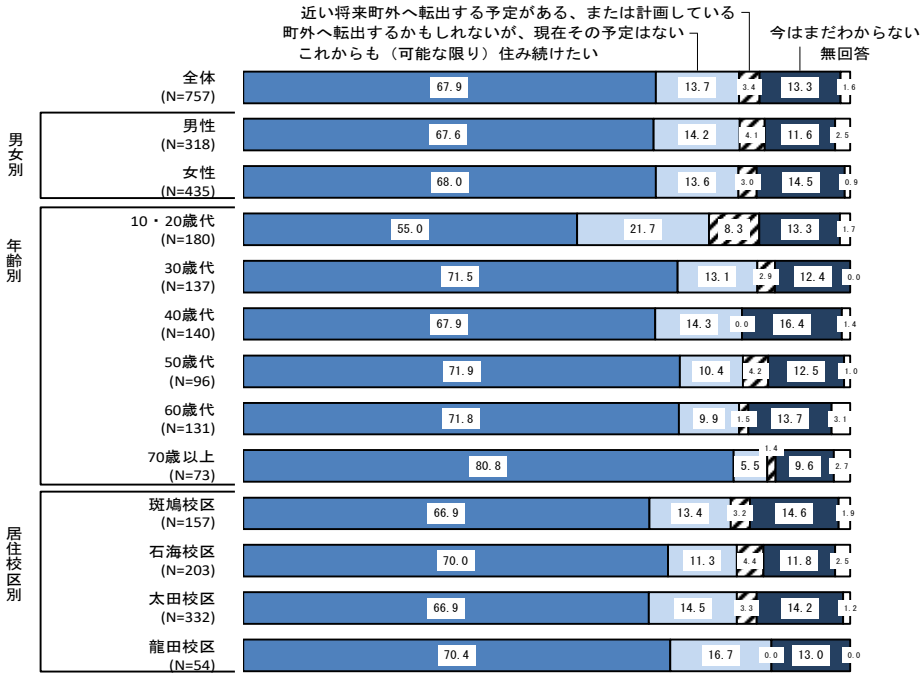

２－３．　本計画において重視すべき課題

現状把握と住民の意向調査から、本町における都市構造の課題を下表に整理します。これらの課題解決に向けて、本計画により居住機能と都市機能の誘導を図りつつ誘導区域のネットワークを構築するため、公共交通の維持・強化を図ります。

<table>
<tr><th rowspan="2">地域</th><th colspan="2">都市構造の課題</th></tr>
<tr><th>都市機能</th><th>ネットワーク</th></tr>
<tr><td>町全体</td><td>＜高齢者や子育て世代が自力で施設を利用出来ない短距離サービス空白域の存在＞
・本町では、東西軸（国道 179 号）沿いに沿道型の都市機能が集積してきたことから、**町の中心部における拠点性が低下**しつつあります。
・都市機能の人口カバー率高い傾向にありますが、これからの高齢化進展等を考えると、**高齢者が徒歩で利用しやすい短距離圏内の施設配置**が必要となります。
・**網干駅周辺など今後若い世代が多く**なることが予想される地域においては、**小さな子どもとともに移動する子育て世代**にも同様の対応が必要です。
また、都市機能の集積と併せて、地域特性を活かした良好な居住環境づくりが求められます。</td><td>＜公共交通サービス水準が低く、地域内における交通ネットワークが弱い＞
・本町は公共交通のサービス水準が低く、自動車利用への依存度が高い傾向にあります。
・高齢化進展による今後の高齢者のみ世帯の増加等を考えると、**自力での移動が困難な住民**に対する公共交通サービスの強化が必要です。
・特に**二つの拠点（中心市街地と網干駅）間の移動を可能とする南北都市軸**は、沿道開発・整備に合わせた強化が必要です。
・また、**将来的な町の発展や持続可能性の維持**を考えると、広域交通軸（太子竜野バイパス IC）から町の中心部、さらに鉄道駅周辺へと人やモノ流れを誘導する**新たなネットワークの形成**も必要です。</td></tr>
<tr><td>斑鳩地域</td><td>＜町の顔である中心市街地の拠点性が低い＞
・近年、町の顔である**中心市街地（鵤東交差点周辺）の拠点性が低下**し、かつての**町の賑わいも失われ**つつあります。
・中心部においては、町の資産である**古くからの優れた歴史・文化機能**と、町の活力につながる**地域交流機能**の融合、相乗効果による拠点性の向上が必要です。
・また、どの世代にとっても暮らしやすい生活圏の形成のため、都市機能の集積と併せて、町の顔となる個性的で魅力的な居住環境の形成が必要です。</td><td rowspan="2">＜二つの拠点を結ぶ南北都市軸の公共交通サービス水準が低い＞
・JR 網干駅周辺の開発が進むと、町には中心市街地と鉄道駅周辺の２**つの拠点が形成**されます。
・新たな拠点となる JR 網干駅周辺には、その交通利便性から若い世代の流入が想定されますが、**中心市街地と結びつく南北都市軸の公共交通利便性が低いため、**中心市街地などに移動するには自動車利用に頼らざるを得ないことになります。
・これら 2 つの拠点を連携させ、まちの回遊性を向上させるためには、**都市</td></tr>
<tr><td>石海地域</td><td>＜町の玄関口である新たな拠点に必要な都</td></tr>
</table>

	市機能が不足＞ ・JR 網干駅周辺は町の新たな拠点として区画整理事業による開発が進んでいますが、生活に必要な機能や若い世代に魅力的な機能が不足しています。 ・駅前開発による住環境整備にあわせて、居住者に**必要な都市機能の誘導**が必要です。	**計画道路龍野線整備と連携した公共交通機能（バス交通）の強化**が必要です。 ・さらに JR 網干駅周辺については、今後の区画整理事業による住環境整備に伴う**自転車・歩行者の交通量も増加することが見込まれるため、安全で快適な移動・回遊空間の整備**も必要です。
太田地域	＜国道 179 号沿道に集積する都市機能の維持が必要＞ ・本町東部の生活利便性を維持するためには、**国道 179 号沿道周辺に広がる住宅地の生活を支える都市機能を維持**することが必要です。 ・また、高齢化社会に対応した**短距離徒歩圏内に立地する生活密着型サービス機能の誘導**が必要です。	＜東西都市軸の機能強化の必要性＞ ・東西都市軸はまちの将来都市構造において南北都市軸とともにまちの骨格的役割を担います。 ・今後のまちづくりには、**隣接自治体との広域的な連携・交流も必要**であり、それを支える公共交通機能（バス交通）の利便性の維持と充実が求められます。
龍田地域・他地域の市街化調整区域	＜市街化調整区域の生活利便性の維持が必要＞ **・地域のほとんどが市街化調整区域ですが、既存集落**を中心とする生活圏内の生活利便性を維持するためには、**市街化区域縁辺部に立地する都市機能を維持**することが必要です。 ・生活圏域の利便性と持続性を維持するため、地域の担い手育成、コミュニティ形成の機会の確保にもつながり、人口流出を防ぐまちづくりが必要です。	＜地域内交通ネットワークが弱い＞ ・広域幹線道路につながる都市計画道路整備後における太子竜野バイパス IC から中心市街地、JR 網干駅周辺へのネットワーク化を見据えて、地域内の交通ネットワークの構築が必要です。 ・今後の高齢社会に対応した**新たな交通サービス（デマンド型交通等）の導入**を検討する必要があります。

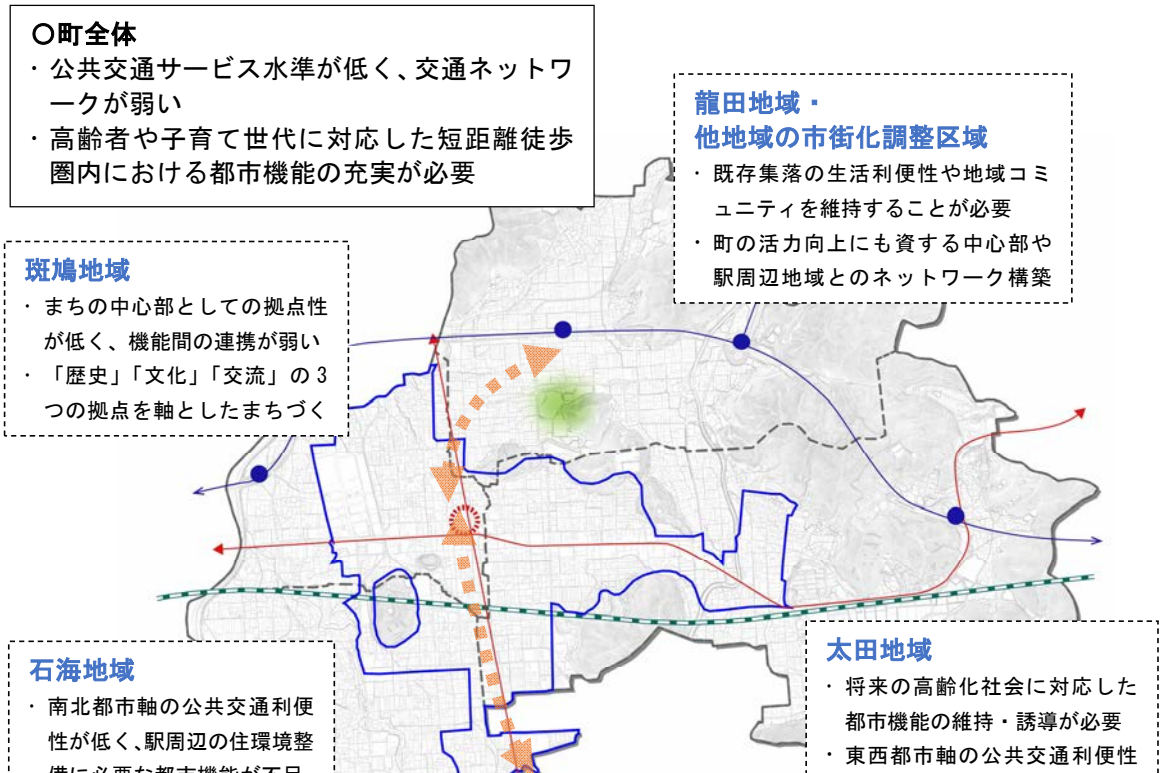

3章　まちづくりの基本方針

３－１．　本町におけるまちづくりの方向性

本町のまちづくりは、第５次太子町総合計画、太子町都市計画マスタープランにおける基本理念や目指すべきまちの将来像、その実現に向けたまちづくりに関する基本的な方針に基づいて推進されています。それらの理念を踏まえ、本計画においては多極ネットワーク型の持続可能なまちづくりを検討します。

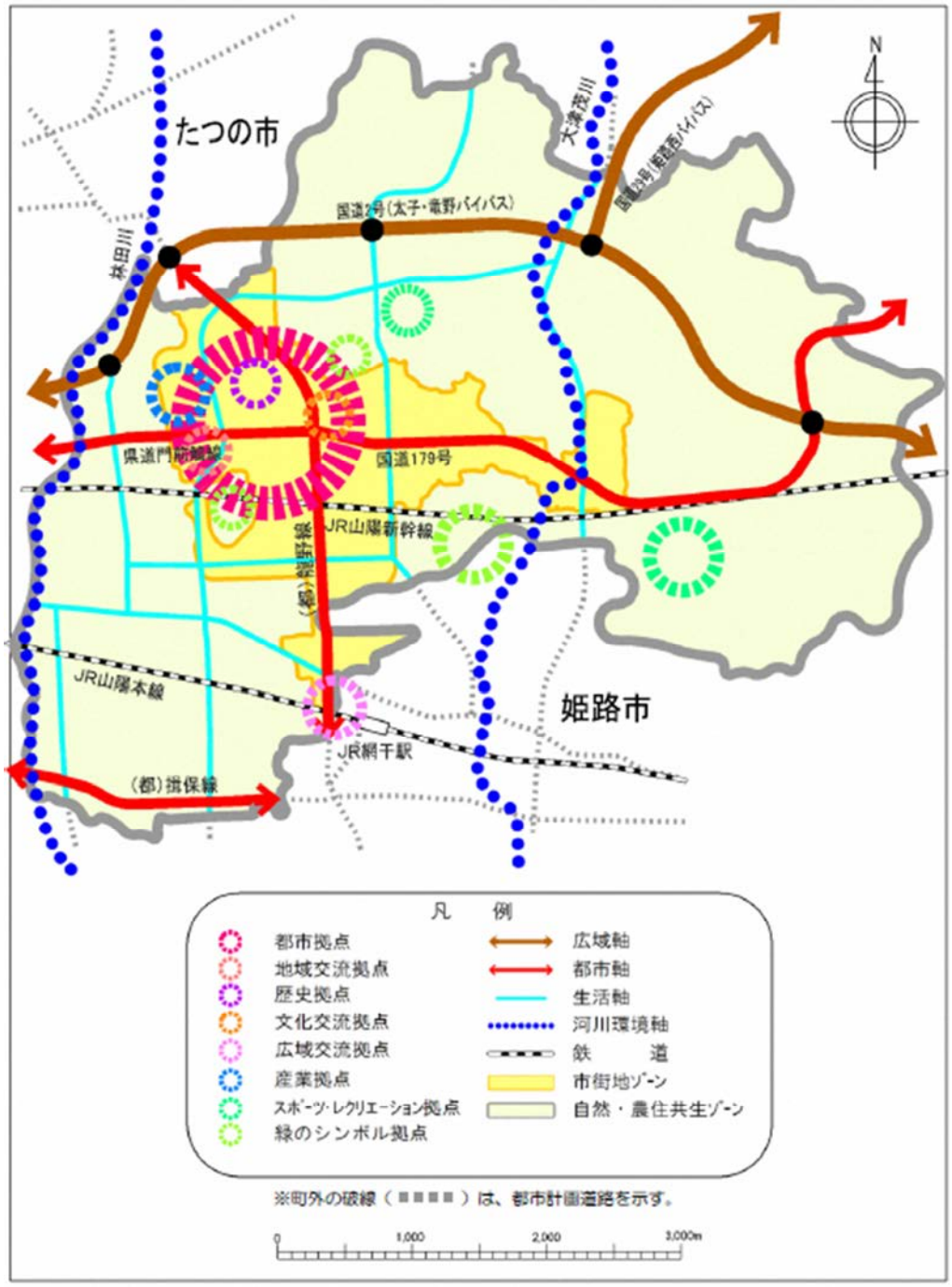

太子町都市計画マスタープランにおける将来都市構造図

出典　太子町都市計画マスタープラン（平成 25 年１月）

第 5 次太子町総合計画における交通ネットワーク

出典　第 5 次太子町総合計画（平成 22 年 7 月）

３－２．　立地適正化計画の基本方針

（１）立地適正化計画の策定に向けた考え方

①目的

人口減少、少子超高齢社会の進展により、今まで身近に利用できた商業・医療等の都市機能や公共交通等の日常生活に必要な機能の低下が懸念されており、現在の生活利便性を維持することが難しくなるとされています。

そのような状況下においても、誰もが安全で安心して暮らせる持続可能な都市づくりを推進するため、人口密度を維持することで都市機能の立地を誘導し、移動手段のネットワークは公共交通の充実を図ることで町内の暮らしやすさを維持し、さらには町全体の交流促進による都市活力の向上を図ります。

［地域ごとにみる計画の必要性］

斑鳩地域	**町の顔としての拠点性の再生** 国道 179 号沿道に商業を初めとする都市機能が集積することにより、斑鳩寺と稗田神社を中心に形成・継承されてきた宿場町としての賑わいが失われつつあるため、歴史と文化を感じられるとともに、徒歩移動でも生活に不便しない魅力的な居住環境の整備が必要である。
石海地域	**区画整理事業で展開された生活圏への呼び込み** JR 網干駅周辺に新しく整備される住宅地に若い世代が居住することで新たな生活中心地となる可能性があるが、日常生活に必要な物品を取り扱う商店や子育て支援サービスを提供する施設が不足しているため、居住者の利便性を向上させる都市機能を誘導する必要がある。
太田地域	**人口と生活利便性の負のスパイラルの防止** 国道 179 号沿道に集積する生活利便施設の増加とともに増えた人口、人口集積によりさらに増えた事業所によって利便性が維持されていることから、どちらかが減少すると負の連鎖が止まらない恐れが非常に高いため、都市機能を有する施設と人口集積を計画的に維持する必要がある。
龍田地域・他地域の市街化調整区域	**生活利便性や地域コミュニティの急激な低下への歯止め** 市街化区域縁辺部の利便施設が減少し、既存集落を中心とした生活圏における必要なサービスが受けられなくなった場合、人口流出が進むとともにコミュニティの維持が困難となるため市街化区域内における都市機能を有する施設を維持する必要がある。

②本計画の対象区域

本計画の対象区域は、都市計画区域です。本町においては町域全域となります。

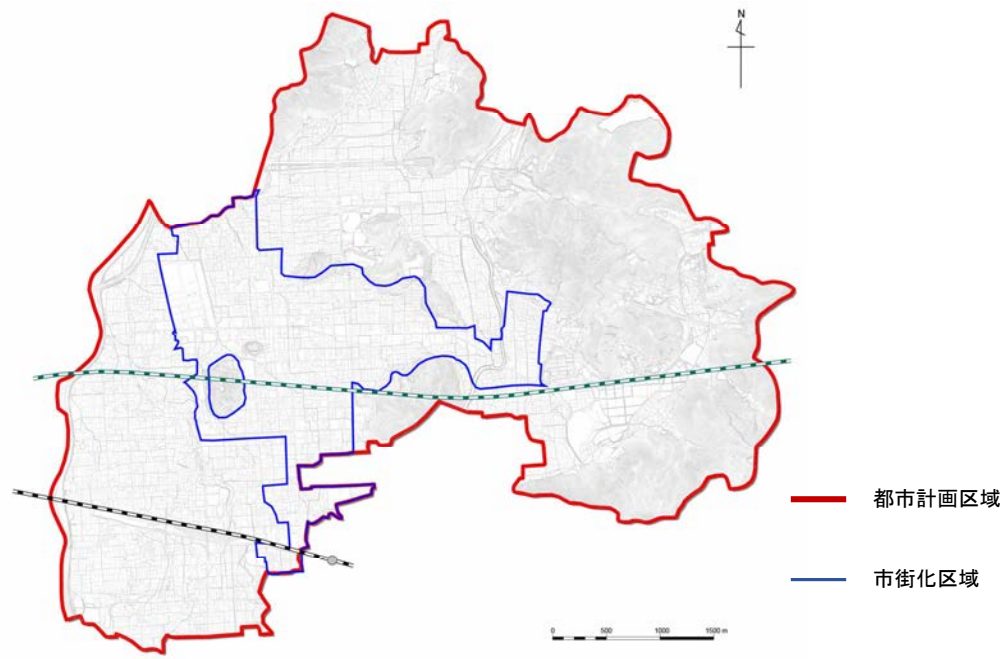

対象区域

③計画期間

本計画は、概ね 20 年後の町の姿を見据えて策定するものですが、都市計画マスタープランの改定等と整合させつつ、概ね５年ごとに見直しを行うこととしています。

よって、計画期間は都市計画マスタープランと同じ 2029 年度を目標とし、長期的展望として 2040 年度を見据えることとしました。

（２）立地適正化計画が目指すまちづくり方針

目指すべき都市構造の実現に向けたまちづくり方針を以下に示します。各方針に基づいた都市機能及び居住の誘導を具体化するための誘導区域・誘導施設の設定や、誘導施策などの方針を検討します。

まちづくりの基本

美しい自然と快適な暮らしが織り成す
“和のまち　太子”

目指すべき都市構造

立地適正化計画が目指す都市像

多世代交流による町の活力向上を目指し
良好な住環境整備による住みよい持続可能なまち

まちづくりの方針

方針１
賑わいと個性あふれ歩いて暮らせるまちづくり
【拠点の形成・魅力向上】
町の活力を支え地域交流を促す拠点を形成し、拠点性強化とともにまちの魅

方針２
人と地域をつなぐまちづくり
【東西、南北都市軸の構築・強化】
拠点間及び隣接自治体との広域交流・連携のため公共交通網の強化・充実を図ります。

方針３
安心して住み続けられるまちづくり
【定住人口、生活利便性の維持】
既存集落の生活利便性の維持及び拠点間との連携強化を図ります。

都市構造の実現に向けた誘導方針

【斑鳩地域】
○歴史・文化・地域交流拠点周辺における賑わい創出
○都市機能集積と併せた住環境整備による快適な生活圏の形成

【石海地域】
○JR 網干駅周辺の立地優位性を活かした市街地形成
○（都）龍野線整備による南北都市軸への機能集積

【太田地域】
○東西都市軸の交通・生活利便性の維持・向上
○既存集落の生活も支える市街化区域縁辺部の都市機能の維持

【龍田地域】
○都市計画道路整備を見据えた拠点間とのネットワーク形成
○既存集落の良好な住環境維持

具体的な政策・施策の展開　（第６章）

３－３．　目指すべき都市構造

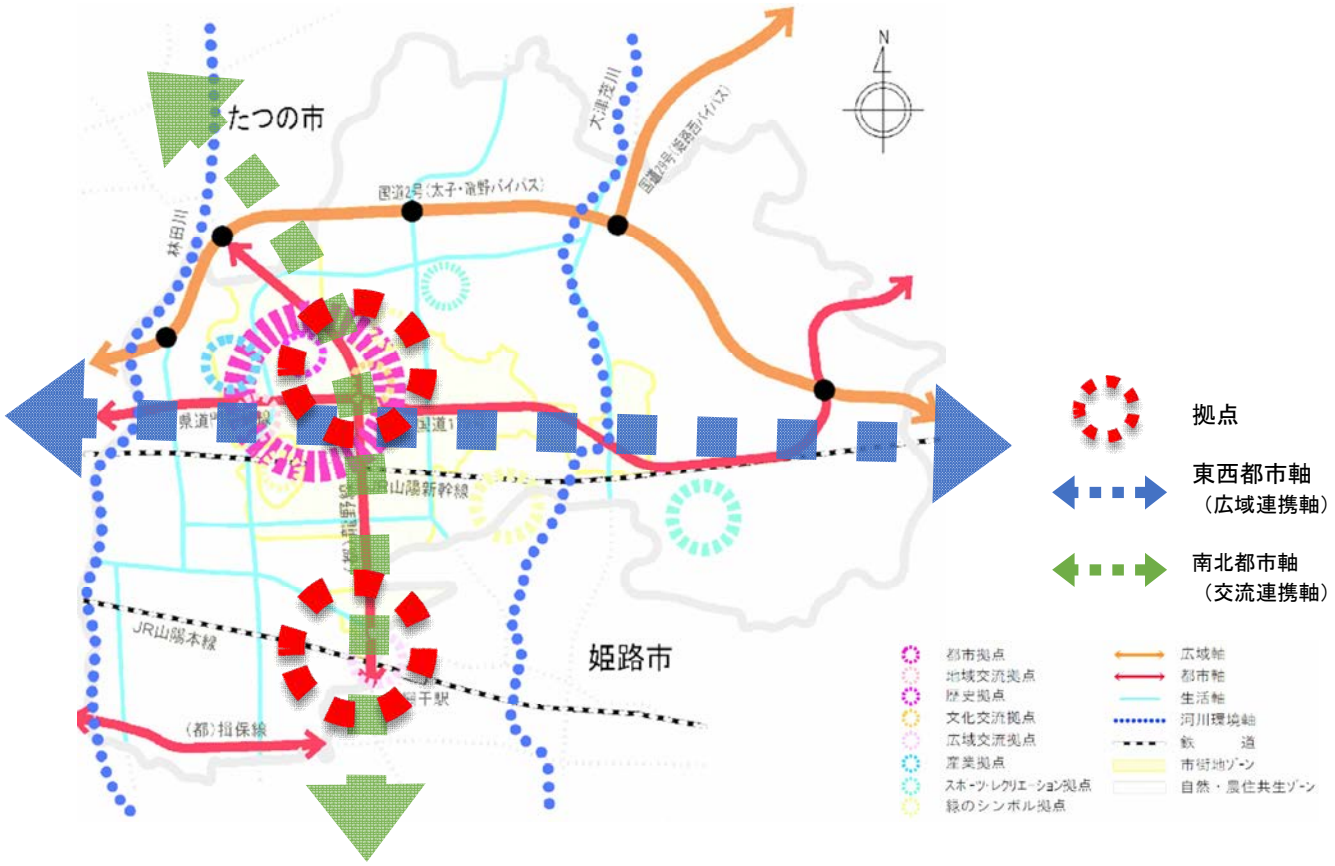

将来都市構造図

4章　居住誘導区域

４－１．　居住誘導の基本的な考え方

居住誘導区域とは、人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスや公共交通が持続的に確保されるよう、人口の維持のために誘導を図る区域です。

■居住誘導区域の望ましい区域像

ⅰ)生活利便性が確保される区域

a.都市機能誘導区域となるべき中心拠点

b.地域・生活拠点の中心部に徒歩、自転車等を介して容易にアクセスできる区域

c.公共交通軸である駅やバス停の徒歩・自転車利用圏にある区域から構成される区域

ⅱ)生活サービス機能の持続的確保が可能な面積範囲内の区域

少なくとも現状における人口密度を維持することにより、医療・福祉・商業等の日常生活サービスを持続的に受けられることが可能な人口密度水準が確保される面積範囲内の区域

ⅲ)災害に対する安全性等が確保される区域

a.土砂災害、浸水被害等により甚大な被害を受ける危険性が少ない区域

b.現在の土地利用の実態と照らし、工業系用途、都市農地、深刻な空き家・空き地化が進行している郊外地域には該当しない区域

出典　立地適正化計画作成の手引き（国土交通省平成 29 年４月）

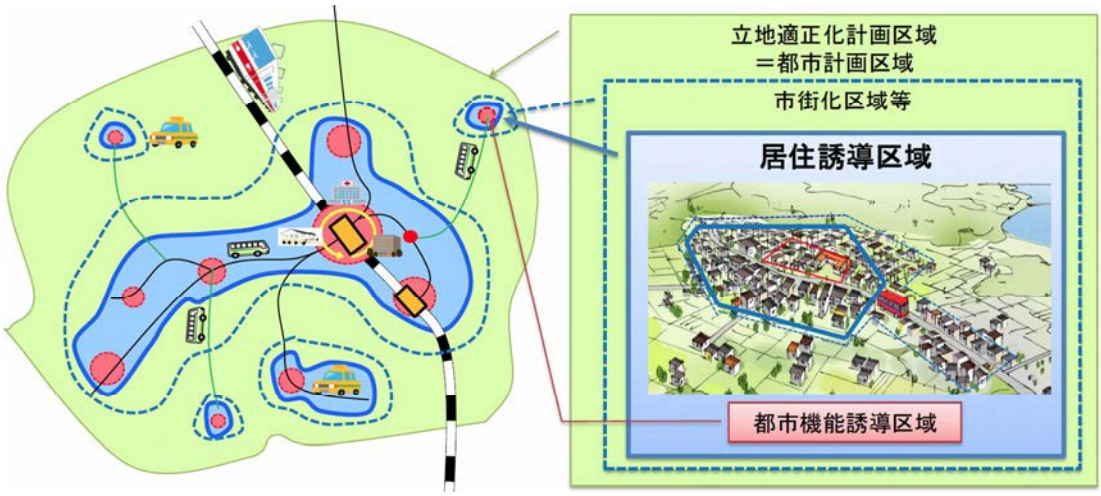

出典　改正都市再生特別措置法等について（国土交通省　平成 27 年６月）

４－２．　居住誘導区域の設定方針

（１） 居住誘導区域設定の視点

本町の市街化区域は、町域の約 20%の面積であり、人口も DID 地区を中心に市街化区域内において高い集積がみられます。また、都市機能の人口カバー率もおおむね９割を超えており、市街化区域内における日常生活サービスは充足傾向にあり、既に国が示す望ましい居住誘導区域の姿であると言えます。

しかしながら、今後の人口減少、超高齢社会の進展に伴う生活サービスの低下や財政状況の見通しを考慮すると、都市基盤、都市施設等への新規投資は難しくなることが想定されるため、これまでに整備されてきた都市基盤や都市施設を最大限に活用しながら、居住の誘導・保全を図ることも重要です。

そのため､本町では市街化区域内の利便性の高い地域や既存ストックの活用を踏まえて、居住誘導区域を設定することを基本とします。一方で、居住を誘導する上では、居住地としての安全性や土地利用現況、また、現状の居住実態も考慮する必要があります。

そのため、災害危険性のある地域における居住の安全性、居住の誘導という観点になじまない工業系用途地域や大規模非住宅系の土地利用などを考慮して、居住誘導区域の設定を行います。

（２）居住誘導区域設定フロー

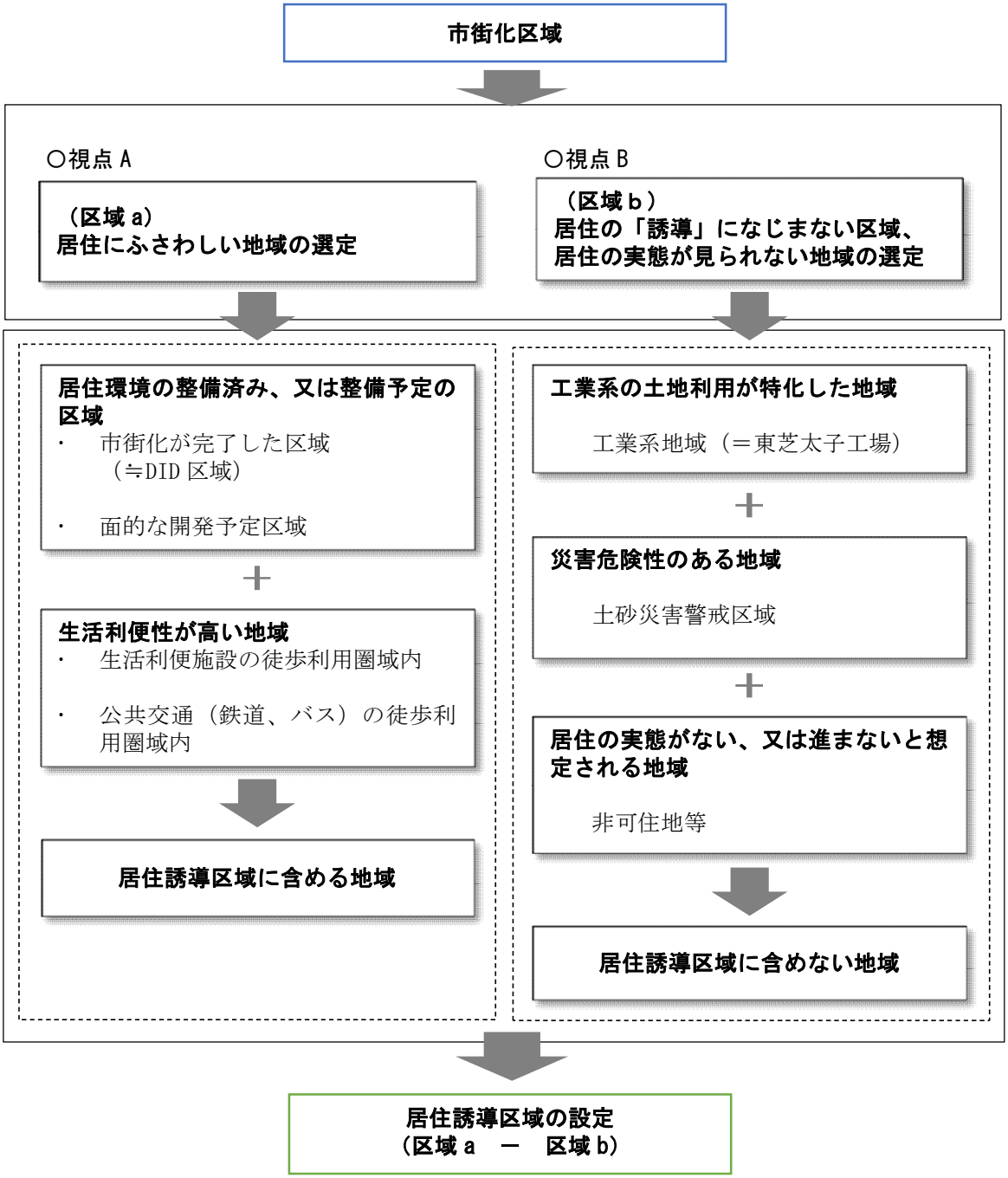

４－３．　居住誘導区域の設定

居住誘導区域

区域	面積（ha）
都市計画区域	2,261
市街化区域	422
居住誘導区域	382

４－４．　居住誘導区域に関する届出について

居住誘導区域外の区域において、一定規模以上の住宅開発を行おうとする場合、これらの行為に着手する日の 30 日前までに、行為の種類や場所などについて、町長への届出が必要となります。（都市再生特別措置法第 88 条第１項）

＜届出の対象となる行為＞

開発行為

① ３戸以上の住宅の建築目的の開発行為

② １戸又は２戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が 1000 ㎡以上のもの

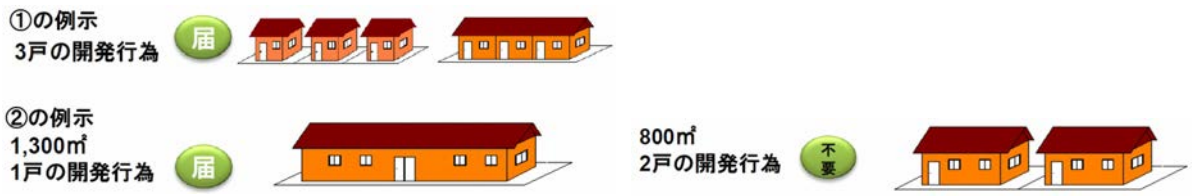

建築等行為

① ３戸以上の住宅を新築しようとする場合

② 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して住宅等とする場合

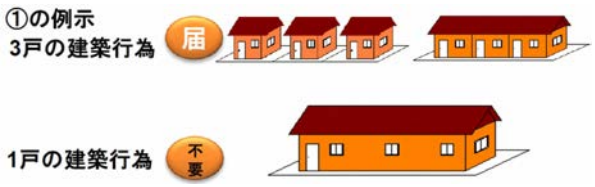

資料　改正都市再生特別措置法等について（国土交通省 平成 27 年６月）一部加工

5章　都市機能誘導区域

５－１．　都市機能誘導の基本的な考え方

都市機能誘導区域は、福祉・子育て・医療・商業等の様々な都市機能増進施設について、都市の拠点となる地区に誘導・集積させることにより、各種サービスの効率的な提供を図り、住宅の立地が効果的に進むよう定める必要があります。

■都市機能誘導区域の望ましい区域像

各拠点地区の中心となる駅、バス停や公共施設から徒歩、自転車で容易に回遊することが可能で、かつ、公共交通施設、都市機能施設、公共施設の配置、土地利用の実態等に照らし、地域としての一体性を有している区域

（定めることが考えられる区域）

○　鉄道駅に近い区域、商業などの都市機能が一定程度充実している区域

○　周辺からの公共交通によるアクセスの利便性が高い区域

○　都市の拠点となるべき区域

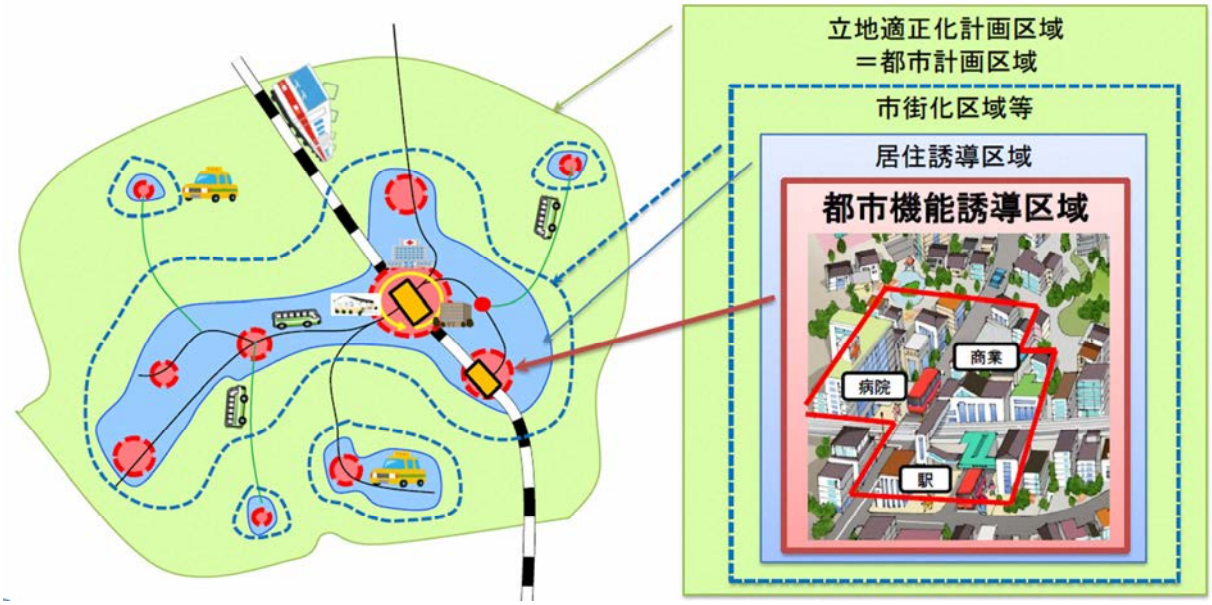

出典　改正都市再生特別措置法等について（国土交通省 平成 27 年６月）

５－２．　都市機能誘導区域の設定方針

（１）都市機能誘導拠点の設定

①基本的な考え方

本計画の上位計画である太子町都市計画マスタープランにおいて、以下のとおり各拠点の特性が示されています。

拠点	都市拠点		個性豊かな歴史や文化資源が残り生活利便施設が多く立地するなど、旧来から様々な都市機能が集積している鵤や斑鳩寺周辺の市街地を行政サービスや防災の拠点としての機能も有した「都市拠点」とします。なお、広域土地利用プログラムにおける準広域商業ゾーンの機能も併せ持つ拠点とします。
		地域交流拠点	行政サービスや地域コミュニティ形成の場所として、役場新庁舎及び交流施設からなる「地域交流拠点」を創出します。
		歴史拠点	歴史的な都市の個性を形成する場所として、聖徳太子ゆかりの斑鳩寺を「歴史拠点」とします。
		文化交流拠点	太子町の文化交流を支える文化会館、中央公民館、図書館、歴史資料館で構成するふるさと文化村を「文化交流拠点」とします。
	広域交流拠点		交通結節機能のほか太子町への玄関口として様々な都市機能の集積を図り、住民や町への来訪者が広域的に交流する場所として、JR 網干駅周辺を「広域交流拠点」とします。
	産業拠点		大企業の工場が立地した一帯を「産業拠点」とします。
	スポーツ・レクリエーション拠点		町内の住民をはじめ、周辺市町の様々な人がスポーツやレクリエーションの場として利用する太子町総合公園、福井大池を「スポーツ・レクリエーション拠点」とします。なお、太子町総合公園は、防災拠点としての機能も併せ持つ拠点とします。
	緑のシンボル拠点		太子町の景観を特徴づける檀特山、立岡山及び前山周辺を「緑のシンボル拠点」とします。

出典　太子町都市計画マスタープラン（平成 25 年 1 月）

②都市機能誘導を図る拠点

上位計画等での拠点設定の考え方を踏まえ、本計画では、以下のとおり拠点を位置付けます。

ふるさと文化村周辺（鵤東交差点付近）　：　「都市・文化交流拠点」

JR 網干駅周辺　　：　「広域交流拠点」

（２）都市機能誘導区域設定の視点

＜都市機能誘導区域の設定方針＞

①　拠点からの利用圏域等を考慮して設定

区域の範囲は、広域交流拠点（JR 網干駅周辺）については、駅からの利用圏域（半径１ｋｍ）を基本とします。都市・文化交流拠点については、施設から半径１ｋｍ程度、国道 179 号沿道の都市機能の集積状況を考慮した用途地域界を基本とし、あわせて、公共交通利用圏域を考慮します。

②　都市機能増進施設の立地状況を考慮

商業・医療等の都市機能増進施設の立地状況を考慮します。

③　将来の南北都市軸を考慮

整備が進む（都）龍野線とその沿道の今後の開発を見据えて、南北都市軸沿いに都市機能誘導区域を設定します。

上記①、②、③を基本に、地形・地物や用途地域境界等を基に区域を設定します。

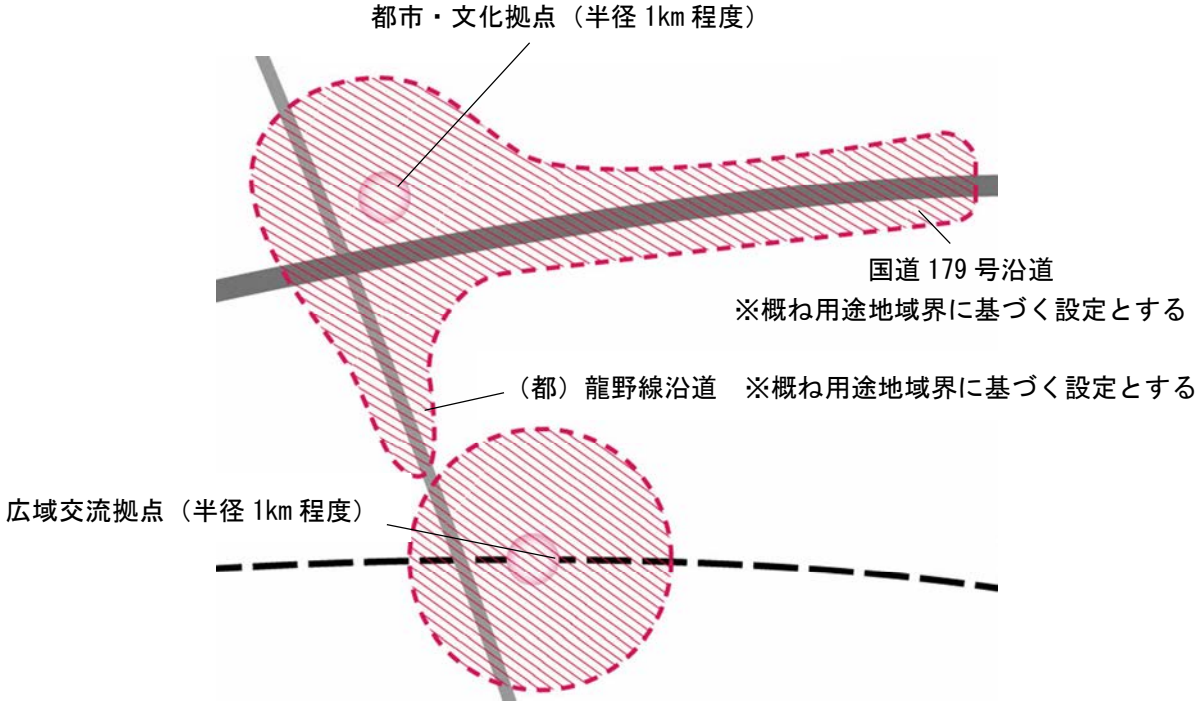

都市機能誘導区域設定のイメージ

５－３．　都市機能誘導区域の設定

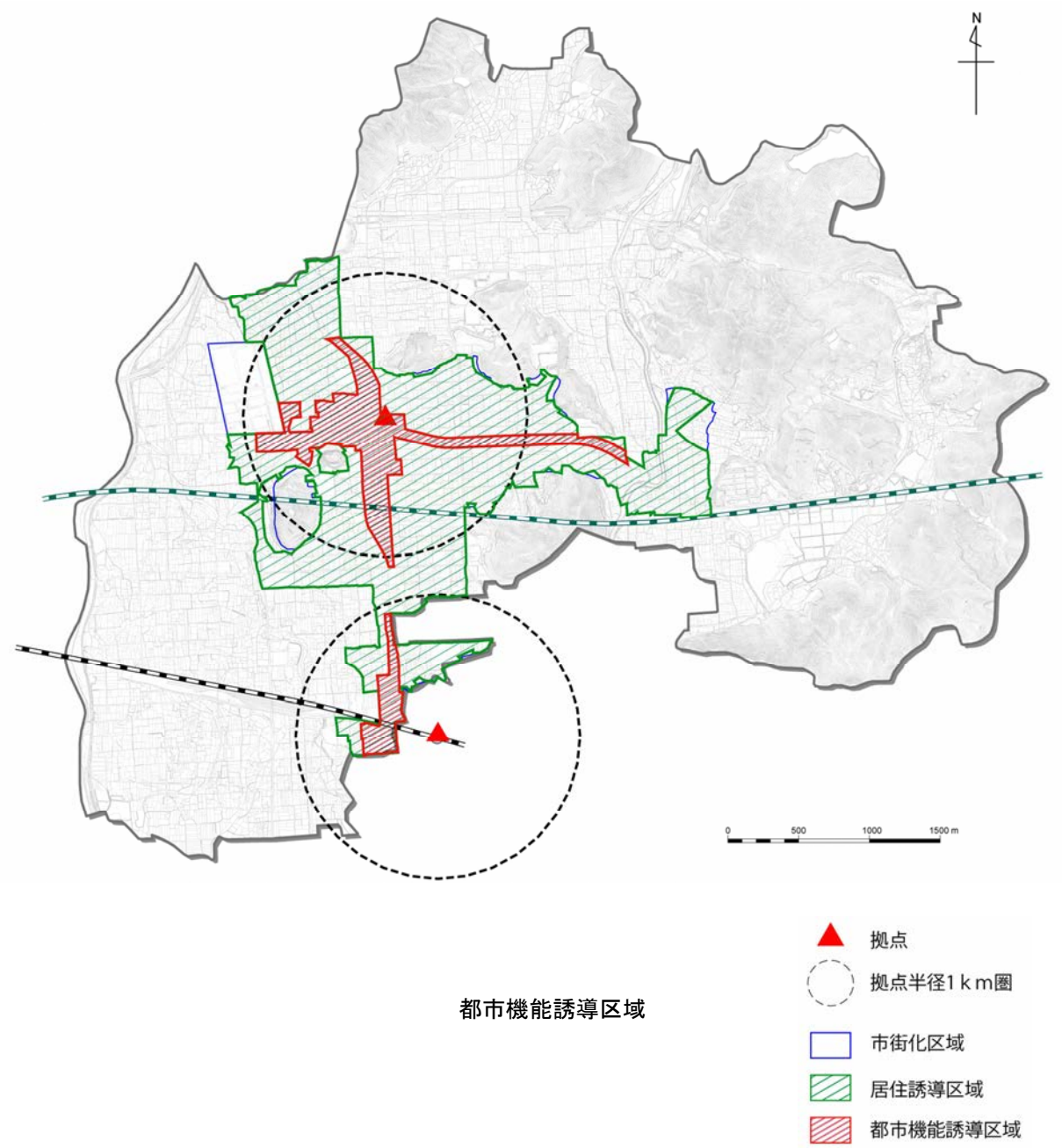

都市機能誘導区域

区域	面積（ha）
都市計画区域	2,261
市街化区域	422
居住誘導区域	382
都市機能誘導区域	68

５－４．　都市機能増進施設の設定

都市機能増進施設とは、都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき施設のことで、拠点及び町域全体における現在の人口構成や将来の人口見通し、施設の充足状況や配置等を勘案し町として必要な施設を定めます。

＜都市機能増進施設（誘導施設）の定義＞

居住者の共同の福祉や利便性の向上を図るために必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与し、人口減少・超高齢社会においても、住民の生活利便性を維持するために都市機能誘導区域内に誘導・維持・確保する住民の日常生活に必要な施設

（例：医療施設、老人福祉施設、子育て支援施設、生活利便施設）

	中心拠点	地域／生活拠点
行政機能	■中枢的な行政機能 **例．本庁舎**	■日常生活を営む上で必要となる行政窓口機能等 **例．支所、福祉事務所など各地域事務所**
介護福祉機能	■市町村全域の市民を対象とした高齢者福祉の指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能 **例．総合福祉センター**	■高齢者の自立した生活を支え、又は日々の介護、**見守り等のサービスを受けることができる**機能 **例．地域包括支援ｾﾝﾀｰ、在宅系介護施設、ｺﾐｭﾆﾃｨｻﾛﾝ　等**
子育て機能	■市町村全域の市民を対象とした児童福祉に関する指導･相談の窓口や活動の拠点となる機能 **例．子育て総合支援センター**	■子どもを持つ世代が日々の子育てに必要なサービスを受けることができる機能 **例．保育所、こども園、児童ｸﾗﾌﾞ、子育て支援ｾﾝﾀｰ、児童館　等**
商業機能	■時間消費型のショッピングニーズなど、様々なニーズに対応した買い物、食事を提供する機能 **例．相当規模の商業集積**	■日々の生活に必要な生鮮品、日用品等の買い回りができる機能 **例．食品スーパー**
医療機能	■総合的な医療サービス(二次医療）を受けることができる機能 **例．病院**	■日常的な診療を受けることができる機能 **例．診療所**
金融機能	■決済や融資などの金融機能を提供する機能 **例．銀行、信用金庫**	■日々の引き出し、預け入れなどができる機能 **例．郵便局**
教育・文化機能	■市民全体を対象とした教育文化ｻｰﾋﾞｽの拠点となる機能 **例．文化ホール、中央図書館**	■地域における教育文化活動を支える拠点となる機能 **例．図書館支所、社会教育センター**

出典　立地適正化計画作成の手引き（国土交通省平成 29 年 4 月）

（１）都市機能増進施設の現状把握

現状の施設立地数

		商業施設	医療施設	福祉施設	子育て支援施設	教育施設	公共・文化施設	金融施設
地域	斑鳩地域	9 (9)	7 (7)	1 (1)	3 (3)	1 (1)	5 (5)	3 (3)
	石海地域	2 (1)	5 (3)	2 (0)	3 (1)	3 (2)	1 (0)	4 (1)
	太田地域	8 (8)	6 (6)	2 (2)	3 (2)	2 (0)	2 (1)	4 (4)
	龍田地域	1 (0)	2 (0)	1 (0)	2 (0)	1 (0)	3 (0)	1 (0)
拠点（半径1km圏）	都市・文化交流拠点（鵤東交差点）	12	12	2	3	2	6	6
	広域交流拠点（JR 網干駅）	1	1	0	1	1	0	1

※（　）内の数値は市街化区域内の施設数を示す。

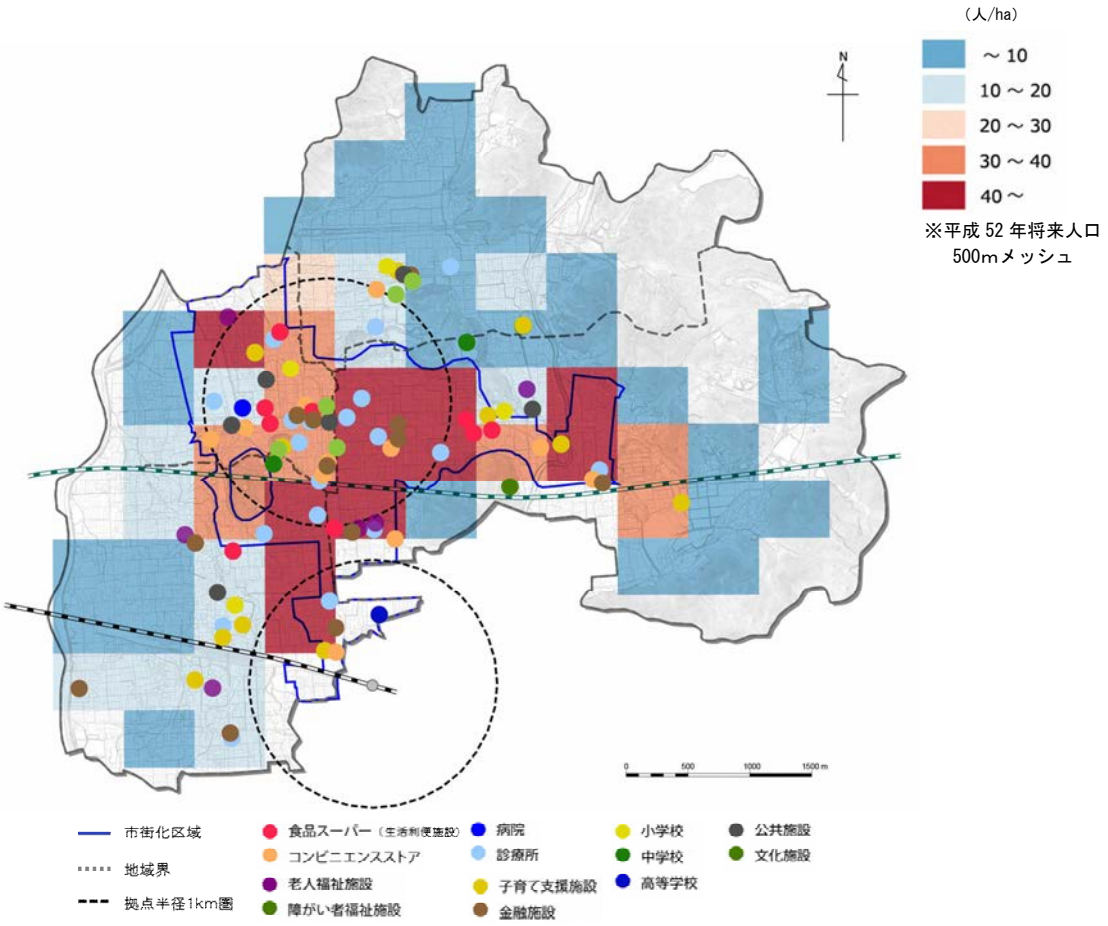

都市機能分布図

（２）都市機能増進施設の人口カバー率

人口カバー率 ※地域（市街化区域内人口） ※拠点（半径１ｋｍ圏内人口）			都市・文化拠点 （文化交流施設周辺※鵤東交差点付近）	広域交流拠点 （JR 網干駅周辺）	市街化区域
商業施設	食品スーパー		100.0%	81.6%	98.4%
	コンビニエンスストア		100.0%	100.0%	97.9%
医療施設	病院		55.7%	0.0%	38.9%
	診療所	内科	100.0%	99.9%	100.0%
		外科	100.0%	100.0%	86.8%
		小児科	99.8%	94.4%	78.5%
		産婦人科	87.2%	0.0%	52.6%
		その他（眼科、耳鼻科）	100.0%	13.9%	76.3%
福祉施設（高齢者施設）			88.0%	96.5%	93.0%
子育て支援施設	半径１km圏		99.9%	100.0%	99.3%
	半径 500m 圏		40.3%	81.2%	53.0%
金融施設			100.0%	100.0%	95.0%
行政施設	主要公共施設		100.0%	38.8%	91.7%
	文化施設		96.5%	0.0%	57.3%

本計画における都市機能増進施設（誘導施設）は、下記の考え方で現施設の「維持型」を基本とし、各拠点の現状を踏まえて「確保型」を設定します。

位置付け	考え方
維持型	・　都市機能誘導区域内に必要な都市機能増進施設（誘導施設）が既に立地している場合は、その施設を「維持」型として位置付け、将来にわたって当該都市機能誘導区域内でその機能を維持するための施策を検討します。
確保型	・　都市機能誘導区域内に必要な都市機能増進施設（誘導施設）が現在立地していない場合は、その施設を「確保」型として位置付け、将来にわたって当該都市機能誘導区域内にその施設を誘致できるような支援施策を検討します。 ・　「確保」型の施設が都市機能誘導区域外に立地する場合は、届出制度によりその動向を把握し、都市機能誘導区域内への緩やかな誘導を図ります。

都市機能増進施設		考え方
商業施設		食品スーパーや沿道型の施設が集積する都市・文化拠点については、現状の施設を「維持」型とします。今後の開発が予定されている広域交流拠点については、市街地整備に合わせて「確保」型の施設を設定します。
医療施設	病院	町内に１箇所の病院は「維持」型とし、広域交流拠点については、将来を見据えて「確保」型の施設を設定します。
	診療所	病院機能を補完し、地域住民が安心して医療サービスを享受できるよう、現状の施設は「維持」型とし、地域ごとの診療科目による偏り、不足がある場合は「確保」型の施設を設定します。
福祉施設		高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、現状の施設は「維持」型とします。
子育て支援施設		今後の入園希望等のニーズの把握に努め、既存の施設を維持しつつ、また「確保」型の施設も設定します。
金融施設		コンビニエンスストアの補完機能も考慮しつつ、現状の施設を「維持」型とします。
行政施設		住民サービスの基幹的機能である公共施設は既存施設を「維持」型とし、施設の再編等の具体的な整備計画が策定された場合は、「確保」型の施設を設定します。

（３）都市機能増進施設の設定

○：維持型　　●◎：確保型

都市機能増進施設			都市・文化交流拠点（ふるさと文化村周辺※鵤東交差点付近）	広域交流拠点（JR 網干駅周辺）
商業施設	食品スーパー		○	◎
	コンビニエンスストア		○	○
医療施設	病院		○	◎
	診療所	内科	○	◎
		外科	○	○
		小児科	○	◎
		産婦人科	●	◎
		その他（眼科、耳鼻咽喉科）	○	◎
福祉施設			○	○
子育て支援施設			●	●
金融施設			○	○
行政施設	主要公共（交流）施設		●※	◎※
	文化施設		○※	◎※

※確保型「●」：現状において当該都市機能増進施設の立地はあるが、充実・誘導を図る施設。
※確保型「◎」：現状において当該都市機能増進施設の立地がなく、施設の誘導を図る施設。
※広域交流拠点の「行政施設」については、新市街地における今後のまちづくりの進捗状況を踏まえて、適切な時期に施設の立地、誘導の必要性を検討します。
※「行政施設」については、「公共施設等総合管理計画」と連携・整合を図りつつ検討します。
※「病院」や「大規模小売店舗」等の高次都市機能については、隣接自治体との広域連携を視野に入れて検討します。

［各都市機能増進施設の定義］

機能	施設（例）	定義
商業機能	食品スーパー	日本標準産業分類（総務省：平成 25 年 10 月改定）に定める大分類 I 中分類 58 小分類 581 細分類 5811
医療機能	病院	医療法第 1 条の 5 に規定する病院
	診療所	医療法第 1 条の 5 第 2 項に規定する診療所
子育て機能	子育て支援センター	子ども・子育て支援法に基づき設置する施設
行政機能	公民館	町民の交流を目的として、文化・交流の活動を支える集会室等を有した施設

５－５．　都市機能誘導区域に関する届出について

都市機能誘導区域外において、都市機能増進施設の整備を行おうとする場合、これらの行為に着手する日の 30 日前までに、行為の種類や場所などについて、町長への届出が必要となります。（都市再生特別措置法第 108 条第 1 項）

＜届出の対象となる行為＞

開発行為

○都市機能増進施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合

開発行為以外

①都市機能増進施設を有する建築物を新築しようとする場合
②建築物を改築し、都市機能増進施設を有する建築物とする場合
③建築物の用途を変更し、都市機能増進施設を有する建築物とする場合

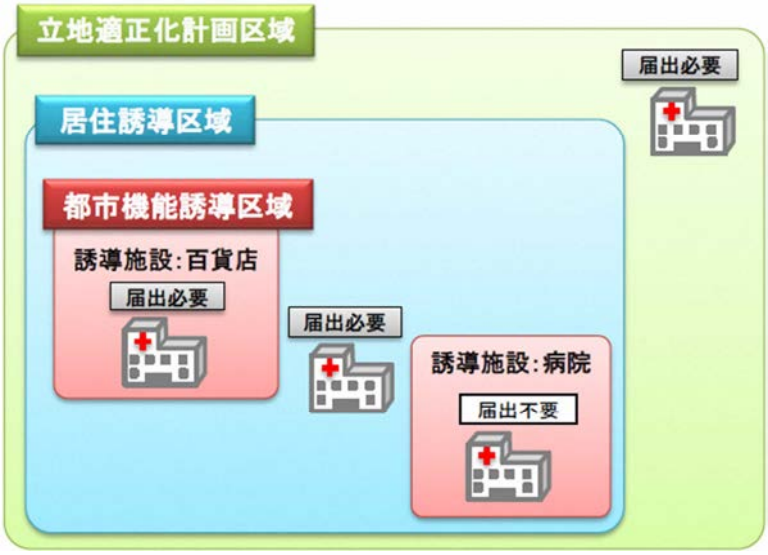

出典　改正都市再生特別措置法等について（国土交通省　平成 27 年 6 月）

6章　誘導施策と目標値の設定

６－１．　誘導施策の方針

（１）誘導施策設定の考え方

【居住誘導に係る施策の方向性】

本町は、将来の人口減少が他都市に比べて比較的緩やかな予測がされていますが、高齢化については全国と同様の進展が見込まれています。しかしながら、人口減少・高齢社会においても、日常の生活サービスや公共交通の利便性を維持させ、持続可能な都市構造を構築するための施策の展開を検討していきます。

また、5年ごとの見直し時期には、人口推計や社会動向、ハザード区域の指定状況等に柔軟に対応した居住誘導区域の検証・設定と併せて、誘導施策の検証を図っていきます。

主な施策　居住誘導区域に係る届出・勧告　など

【都市機能誘導に係る施策の方向性】

都市機能誘導については、土地区画整理事業などの都市計画事業に応じた生活利便施設や子育て施設等の都市機能の誘導や、各種支援制度と連携した誘導を検討します。

また、都市機能を誘導・集積させることで拠点性の向上が期待される中心市街地の形成を図り、駅周辺地域については、都市機能を持つ施設の誘導と併せて、利便性・回遊性の高い空間づくりも進めていきます。

主な施策　都市機能誘導区域に係る届出・勧告
国が直接支援を行う施策
国の支援を受けて行う施策　　など

【公共交通に係る施策の方向性】

公共交通においては、人口動態の変化、高齢化の進展等に伴う移動のニーズを的確に把握し、バス便の増便等が望ましいバスルートの選定や新たな交通サービスの導入の必要性を見極めつつ、快適で安全な住民の移動を支援する交通網の形成・充実に係る取組を検討・実施します。

主な施策　第5次太子町総合計画の各種施策　　など

（２）主な誘導施策の内容

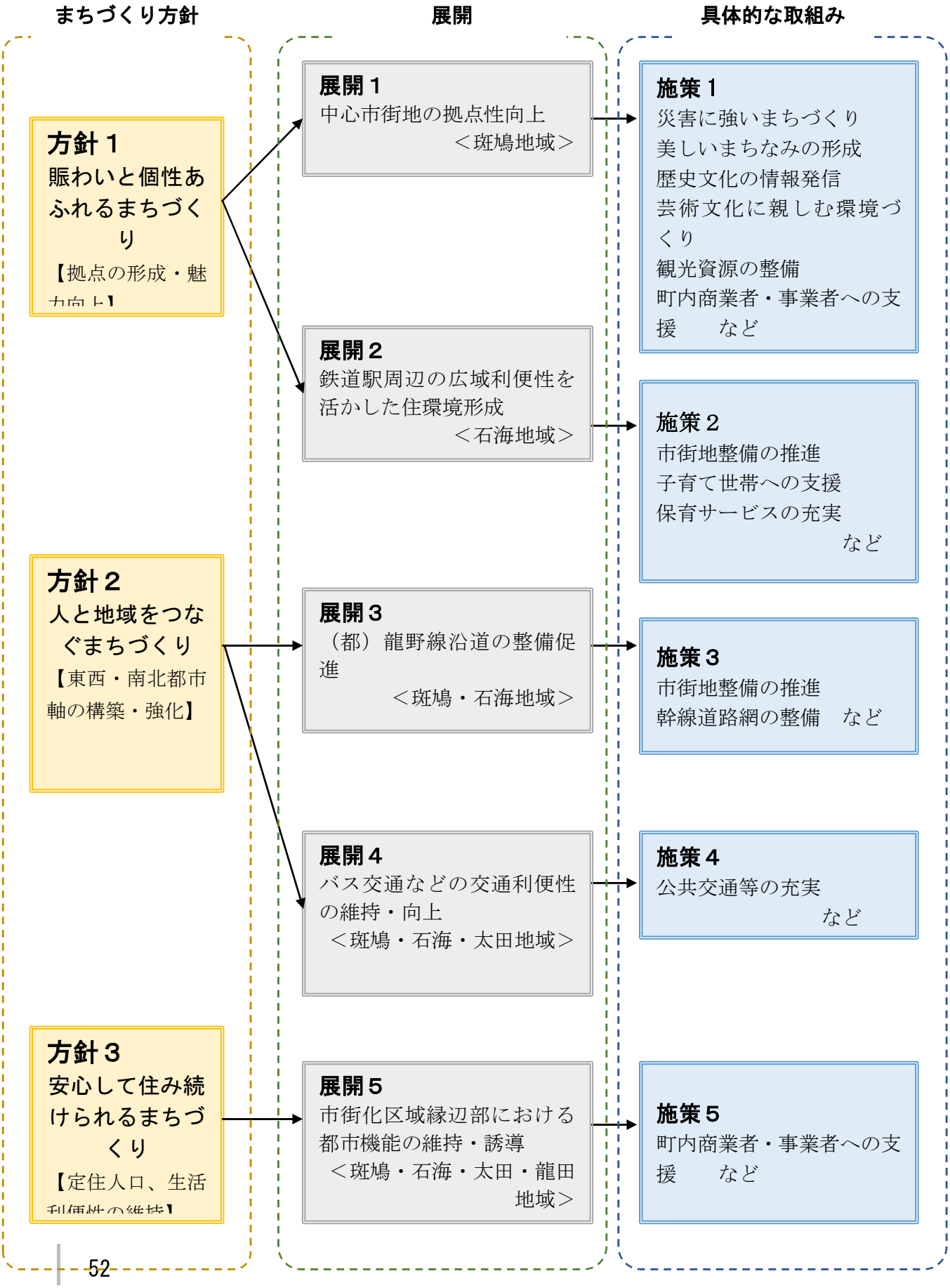
まちづくり方針
展開
具体的な取組み
方針１
賑わいと個性あふれるまちづくり
【拠点の形成・魅力向上】
方針２
人と地域をつなぐまちづくり
【東西・南北都市軸の構築・強化】
方針３
安心して住み続けられるまちづくり
【定住人口、生活利便性の維持】
展開１
中心市街地の拠点性向上
＜斑鳩地域＞
展開２
鉄道駅周辺の広域利便性を活かした住環境形成
＜石海地域＞
展開３
（都）龍野線沿道の整備促進
＜斑鳩・石海地域＞
展開４
バス交通などの交通利便性の維持・向上
＜斑鳩・石海・太田地域＞
展開５
市街化区域縁辺部における都市機能の維持・誘導
＜斑鳩・石海・太田・龍田地域＞
施策１
災害に強いまちづくり
美しいまちなみの形成
歴史文化の情報発信
芸術文化に親しむ環境づくり
観光資源の整備
町内商業者・事業者への支援　など
施策２
市街地整備の推進
子育て世帯への支援
保育サービスの充実
など
施策３
市街地整備の推進
幹線道路網の整備　など
施策４
公共交通等の充実
など
施策５
町内商業者・事業者への支援　など

	取組内容
施策１ 居住 都市機能	都市基盤、防災拠点の整備 良好な景観形成の推進 歴史資料館の情報発信 ３つの核（地域交流施設・歴史的資産・ふるさと文化村）の有機的な連携 観光資源の整備 町内商業者・事業者への支援及び創業支援 空き家を活用した店舗・住環境整備　　など
施策２ 居住 都市機能	土地区画整理事業の推進による良好な市街地形成 子育て支援センターの充実 保育サービスの充実 町内商業者・事業者への支援及び創業支援　　など
施策３ 居住 公共交通	地区計画の推進 都市軸を形成する幹線道路の整備 シンボルロード、コミュニティプロムナードの整備　　など
施策４ 公共交通	既存公共交通の利便性向上・利用促進 新たな移動支援サービス（デマンド型交通）の検討　　など
施策５ 都市機能	町内商業者・事業者への支援及び創業支援 商業・サービス業施設とまちなみとの調和　　など

６－２．　目標値の設定と効果

本計画における目標値と計画を推進することにより期待される効果を以下に整理します。

（１）本計画における目標値の設定

持続可能で誰もが移動しやすい生活環境の実現に向け、本計画における目標値は人口密度の維持として設定します。

居住誘導区域内人口密度　56 人/ha

（56 人/ha：2015 年時点における居住誘導区域内人口密度）

評価指標	現況値	トレンド値	
	2015 年	2030 年	2040 年
居住誘導区域内 人口密度（人/ha）	56	54	53

（２）誘導方針・施策ごとの目標値の設定

中心市街地の拠点性向上【施策 1】

指標
・施設利用者率の向上 ふるさと文化村利用者数：80,147 人/年（2016 年）　→　79,000 人/年（2040 年） 地域交流館利用者数：　36,538 人/年（2016 年）　→　35,000 人/年（2040 年）

鉄道駅周辺の広域利便性を活かした住環境形成【施策 2】

（都）龍野線沿道の整備促進【施策 3】

指標
・新築住宅着工数の増加（推移） 11 件（2016 年）→　10 件（2040 年）

バス交通などの交通利便性の維持・向上【施策 4】

指標
・公共交通利用者数の維持・増加 〈東西軸〉　265,252 人/年（2015 年）　→　266,000 人/年（2040 年） 〈南北軸〉　82,748 人/年（2015 年）　→　145,000 人/年（2040 年）
・買い物支援サービス活用自治会数 2 自治会（2018 年）→　15 自治会（2040 年）

市街化区域縁辺部における都市機能の維持・誘導【施策 5】

指標
・住民意識調査における生活満足度（日常的な生活環境）の向上 56.3%（2016 年）→　上昇（調査年ごとにモニタリング）

（３）計画により期待される効果

各施策における目標値を達成することにより、以下の効果が期待されます。

【地域ごとに見込まれる効果】

斑鳩地域	**町の「顔」が再生する** 中心市街地の拠点性向上により、地域交流施設、歴史・文化施設等を住民がめぐり、集い、つながることで、賑わいが生まれ、町の活力が向上する
石海地域	**駅を中心とした新たな生活圏が形成される** JR 網干駅周辺に新しく整備される予定の住宅地に若い世代が「居住」し、南北都市軸沿いに誘導される商業・医療施設等の都市機能を利用する住民が増える
太田地域	**地域住民の生活の質が向上する** 国道沿道に集積する商業・交流施設に町民が集い、交流し、東西都市軸の生活利便性が維持され公共交通網の利便性が向上する
龍田地域・他地域の市街化調整区域	**市街化調整区域の生活利便性や地域コミュニティが維持される** 高齢化が進む既存集落における生活利便性が確保され、定住人口を維持することにより、地域コミュニティを維持することができる

【持続可能なまちの実現】

人口密度の維持・確保により、徒歩圏内における商業・医療等の生活利便施設の立地が持続的に維持され、安全で利便性の高い生活圏が形成されます。

（拠点ごとに見込まれる効果）

都市・文化交流拠点	・斑鳩寺、稗田神社などの歴史資産を中心とする歴史拠点、文化会館や図書館、歴史資料館がある文化交流拠点、地域交流館のある地域交流拠点の3点を結ぶ中にある斑鳩地域の都市・文化拠点を歩行者ネットワークが充実することで回遊性が向上し、コミュニティの維持につながる ・コミュニティが形成された安心できる居住環境の実現 ・町民が居場所として文化・公共施設を利用することにより自助とふるさと回帰の定着化を促進する
広域交流拠点	・商業や医療施設、子育て支援サービスがあることで、広域移動に対しての利便性を保持しつつ、生活利便サービスをも享受できる区域の形成 ・阪神方面まで通勤する人の利便性が向上

（数値で見る効果）

・地価の下落率の抑制（広域交流拠点では向上）

→都市・文化交流拠点　57,900 円/㎡

（平成 29 年 1 月 1 日時点・国土交通省地価公示より）

地価の下落率を抑制することにより、固定資産に係る税収の維持につながる。

・共働き世帯の増加

→町内全域　3,475 世帯（28.7%）

うち子どもがいる共働き世帯　2,664 世帯（50.3%）

（どちらも平成 27 年国勢調査より）

1 世帯あたりの年収が増えることにより、町内拠点にある商業施設への消費額の増加につながる。

・低未利用地の減少

→空き家率：町内全域　9.4%（平成 25 年住宅・土地統計調査）

空き家及び未利用地を減少させることにより、拠点性の維持及び向上と建物利用することによる税収の維持につながる。

【誰もが移動しやすい生活環境の実現】

人口密度の維持・確保により、公共交通利用者数を維持・増加することで公共交通サービス水準の向上が見込まれます。

（拠点ごとに見込まれる効果）

都市・文化交流拠点	・徒歩圏に生活利便施設が集積することにより、高齢者や子育て世代でも利用しやすくなる。 ・町外への移動には、新たに形成された広域拠点までの南北軸の公共交通を利用することにより移動が可能となる。
広域交流拠点	・文化交流施設が集積する都市・文化交流拠点への移動手段としてマイカーに頼らず、公共交通を利用することで移動が可能となる。

（数値でみる効果）

・公共交通の利便性の向上

→JR 網干駅乗降客数　平均 7,627 人/1 日（平成 27 年：JR 公表値より）

各拠点間の利用促進により広域間の移動に関する利便性の向上へつながる。

・赤字路線への町補助金の削減

→町補助金額　410 万円/年（平成 28 年度町決算書より）

バス交通の利用者増加により赤字が解消され、町からバス運営会社への補助金減額が期待できる。

・居住誘導区域外におけるアクセスの良さを保持

→デマンド型支援サービスの利用割合

買い物支援サービス自治会数　2 自治会

既存集落と拠点間を結ぶ支援サービスにより、マイカーに頼らず都市・文化交流拠点に集約された生活利便施設を利用できることが期待できる。

６－３．　計画の評価・見直し

本計画の計画期間内において、社会情勢の変化や先進技術の進展等が予測される中、それらの動向にも対応し得る柔軟な計画管理を図る必要があります。そのため、上位計画や関連計画の見直しとの整合を図りつつ、おおむね５年ごとに施策進行状況等の評価・検証を行います。

その検証により、居住及び都市機能の誘導、整備の進捗状況に応じて、誘導施策、誘導施設、各誘導区域の見直しを行うとともに、数値目標の達成状況の評価を行うことにより、財政の健全化や公共施設配置の最適化などの持続可能な都市経営が図られているかを検証します。

また、検証結果は本計画の見直しだけではなく、関連部門における計画等へも反映されるよう連携を図ります。

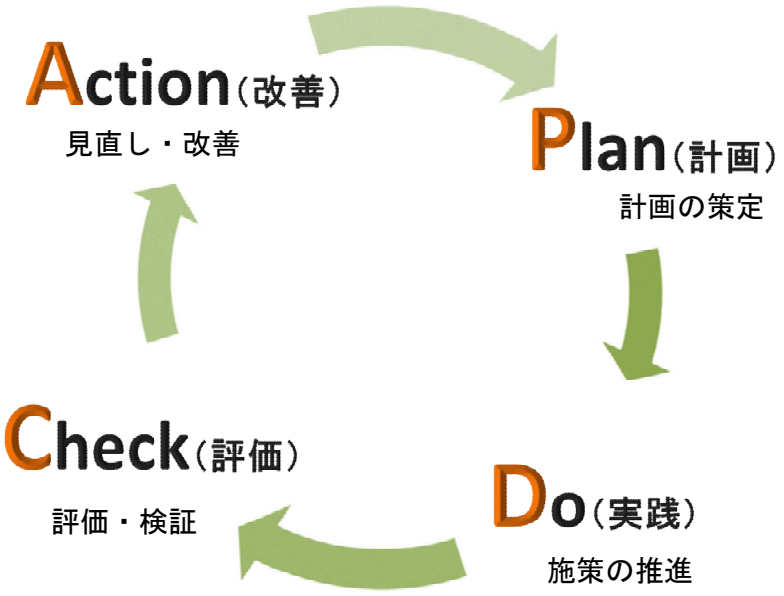

PDCA サイクルによる進行管理

7 章　広域連携について

７－１　中播磨圏域の立地適正化の方針について

（１）背景・目的

人口減少、高齢化社会における都市課題に対応するため、中播磨圏域において、鉄道を軸とした沿線の市町で必要な都市機能の分担・連携を図り、複数の地方公共団体と公共交通事業者が連携していくことで、持続可能な都市圏域形成を目指します。

（２）協議会の構成

名称　：播磨圏域鉄道沿線まちづくり協議会

委員　：（地方公共団体）姫路市、たつの市、太子町、福崎町

（公共交通事業者）山陽電気鉄道㈱、西日本旅客鉄道㈱、神姫バス㈱

特別委員：兵庫県

特別顧問：国土交通省

（３）期間

平成 29（2017）年度　～　平成 52（2040）年度

（４）対象区域

2 市 2 町域内

（５）位置付け

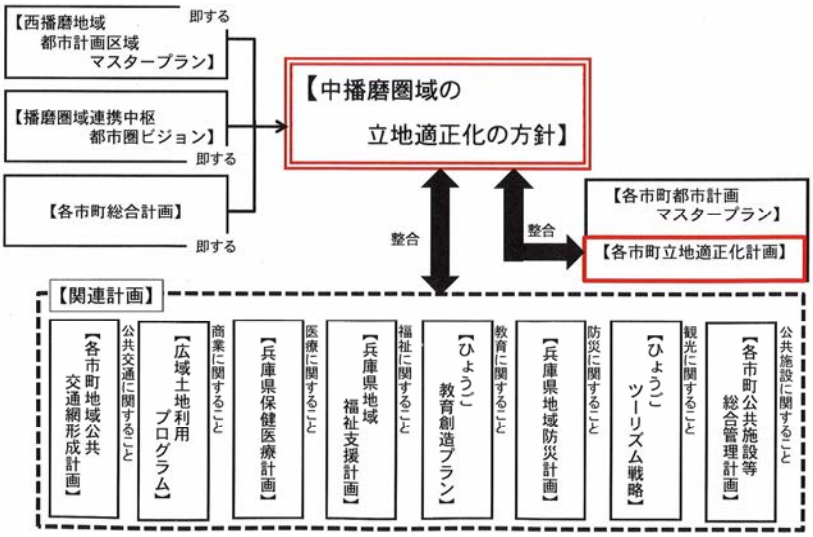

７－２　目指すべき都市像

活力あふれる持続可能な地域連携型都市圏　中播磨

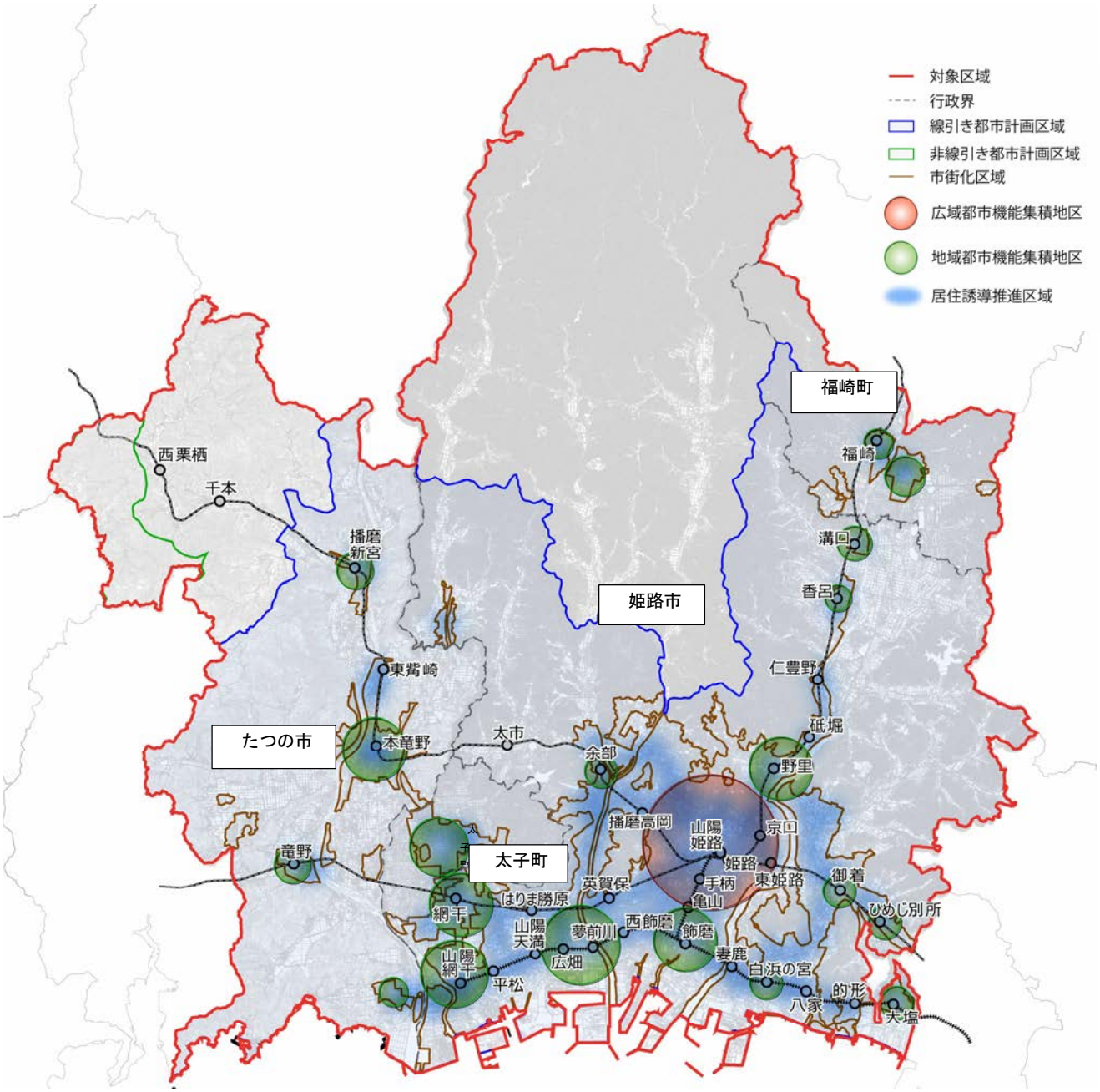

都市機能集積地区と広域連携イメージ

用語解説

か行

開発行為	主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う、土地の区画形質の変更を行う行為
急傾斜地崩壊危険区域	崩壊の危険がある急傾斜地（傾斜度が三十度以上である土地）で、崩壊することにより多数の居住者等に危害が発生することが予測される土地及び隣接する土地のうち、急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律に基づいて指定される区域
居住誘導区域	人口減少下においても、商業・医療等の日常生活サービス機能や公共交通の持続的な維持・向上を図るため、都市の居住者の居住を誘導すべき区域
建築行為	建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もつて公共の福祉の増進に資することを目的とした法律である建築基準法に基づく建築物を建築する行為
コミュニティバス	地域住民の多様なニーズにきめ細やかに対応する地域密着型のバス

さ行

市街化区域	都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発や整備等を行う区域で、既に市街地を形成している区域及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域
市街化調整区域	都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域
人口集中地区	統計データに基づいて一定の基準により都市的地域を定め

	たもの。国勢調査基本単位区等を基本単位として、人口密度が 4,000 人/㎢以上の基本単位区が隣接し、人口 5,000 人以上を有する地域
浸水想定区域	水防法に基づき、洪水予報河川及び洪水特別警戒水位への水位の到達情報を通知及び周知する河川（水位周知河川）において、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域

た行

大規模小売店舗	大規模小売店舗立地法に基づき、店舗面積（基準面積）1,000㎡を超える小売業を行う店舗
第５次太子町総合計画	少子・超高齢社会への進行、住民生活や意識の多様化など、新たな社会情勢に対応した町政の総合的かつ計画的な運営の基本方針として、まちづくりを進める上での基本指針を示した計画。「基本構想」「基本計画」「実施計画」の３つで構成される。
太子町都市計画マスタープラン	都市計画の基本的方針として土地利用や市街地形成等について具体的な将来像を定め、その実現に向けた中長期的な取組の方向性を示した計画
多極ネットワーク型	各拠点を公共交通ネットワークで結ぶこと。
中播都市計画区域	姫路市の一部、たつの市の一部、福崎町の一部、太子町で構成される都市計画区域
都市機能	人々の生活や企業の本市の経済活動に対して、各種のサービスを提供する都市自体が持つ働きのこと。
都市機能増進施設	商業施設、医療施設、福祉施設その他の都市の居住者の共同の福祉、又は利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するもの
都市機能誘導区域	都市機能増進施設の立地を誘導すべき区域
都市計画区域	都市計画の出発点として、都市計画法その他の関係法令の

	適用を受けるべき区域。具体的には、市町村の中心市街地を含み、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域
都市計画法	都市における土地利用と都市整備に関する各種制度の基本となる法律
都市再生特別措置法	少子高齢化等の社会情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上等を図るため、都市再生の推進に関する基本方針等について定めた法律
土砂災害警戒区域	急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域
土地区画整理事業	道路、公園、河川等の都市施設を整備、改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業

な行

中播磨圏域の立地適正化の方針 西播磨地域都市計画区域マスタープラン	中播磨圏域のおおむね 20 年後における持続可能な都市圏の形成に向け、今後取り組むべきまちづくりの方針を示すもの 兵庫県が「市町村の都市計画に関する基本的な方針」の指針として、長期的視野に立った地域の将来像及びその実現に向けた広域的・根幹的な都市計画の方向性を示したもの。西播磨地域都市計画区域マスタープランに、「中播都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（中播都市計画区域マスタープラン）」が定められている。

や行

用途地域	住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を、都市計画法に基づいて定めた地域。土地の使い方（建築物の用途）の制限と併せて、容積率や建ぺい率等の建築物の大きさ

	など建て方のルールを定めている。

D

ＤＩＤ区域	人口集中地区と同意義（人口集中地区の項参照）

P

ＰＤＣＡサイクル	マネジメント手法の１つで、plan（立案・計画），do（実施），check（検証・評価），action（改善）の頭文字を取ったもの。行政政策や企業の事業活動にあたって計画から見直しまでを一貫して行い，さらにそれを次の計画・事業に活かそうという考え方

太子町立地適正化計画　平成30（2018）年７月

発行　兵庫県　太子町

編集　太子町役場　経済建設部　まちづくり課

〒 671-1592　兵庫県揖保郡太子町鵤280番地1

TEL：　079-277-1010（代表）、FAX：　079-276-3892

E-mail：machidukuri@town.hyogo-taishi.lg.jp